

目 次

本会の見解・提言・報告

国の安全に関する国民意識調査団見解	45
国の安全に関する国民意識調査団報告書（抜萃）	49
1ドル＝200円突破について	73
植村甲午郎氏を悼む	73
日中平和友好条約の締結について	74
総合経済対策について	74
第36回西日本経済同友会大会	
国民意識委員会研究発表	75
第36回西日本経済同友会大会宣言	79
大平新総裁誕生について	80
大平新内閣に望む	81
年頭にあって	81
昭和54年度予算大蔵原案について	82
第17回関西財界セミナーまとめと閉会あいさつ	83
企業経営委員会研究報告書	
「国際化時代における企業経営のあり方 ― 企業家精神の再開発をめぐる ―」	87
労働・福祉委員会研究報告書	
「産業構造の転換と調整過程における雇用問題」	96
組合・政府管掌健康保険の財政調整について	116
岸大阪府新知事に望む	117

国の安全に関する国民意識調査団見解

「総合安全保障の確立を目ざして」

昭和 53 年 6 月 27 日

社団法人 関西経済同友会

関西経済同友会は今回“国の安全に関する国民意識”調査団(Conditions for Survival Study Team)を編成し、西ドイツ、フランス、イギリス、スペイン、スイス、オーストリア6カ国の政界、財界、学界、言論界など、国民の指導的立場にある人々を歴訪し、率直な意見を交換することによって各国の安全保障政策と、それを支える国民意識の醸成への取り組み方について調査を行った。

「西欧と日本が国の安全保障問題について意見交換することは初めて。調査団の独自性を高く評価したい」というフランスの首相付き経済計画室長であるビニヨン氏の発言に代表されるように、調査団は欧州の知性とともいわれるフランスのレイモン・アロン氏やドイツ国防白書の起草者テオ・ゾンマー氏をはじめ各訪問先から熱意をもって迎えられ語りかけられた。世界的な戦略研究家であるハンブルグ大学のパウディッシン平和・安全保障問題研究所長からは、今後とも連絡をとり合いながらこの問題についての研究を続けたいとの申し入れもあった。

これらのことをわれわれは「日本を含めた自由諸国の安全保障は一体」と考えているヨーロッパ各国の指導層の姿勢の現われと受け止めると同時に、今回の調査団の目的が世界の平和と自由諸国圏の安全維持という今日の課題に直結したものであることに一層の確信を深めた。

今回訪問したヨーロッパ各国の指導層が、それぞれの国の固有の環境とその将来への変化を洞察しつつ、国の安全保障のために多面的、多角的政策を戦略的に実行していること、また各国が歴史の教訓に学びながら国と市民の安全を維持するための制度、機構の整備や、国民意識の高揚にたゆみない努力を続けていることに、われわれは深い感銘を覚えた。

もとよりヨーロッパ諸国の事例は、地理的環境と歴史的背景を異にするわが国にそのまま適用できるものではないが、これからのわが国の総合的な安全保障体制のあり方と、それを支える国民意識の醸成のための貴重な示唆となり得るものである。今回調査した結果に基づき、今後のわが国の安全保障に関する論議をより健全な方向に発展させる一助とするために、つぎのとおり若干の見解を申しのべたい。

1. 「日本の守るべき価値」の再認識

国の安全に関する国民意識の向上をはかるためには「日本の真に守るべき価値」は何かを明確にし再認識するところから始めなければならない。また、それを守り抜くためには相応のコ

スト負担と犠牲が必要であることについて国民全般の覚悟を求めなければならない。

国の安全保障の目的は、いうまでもなく第一義的には国の領土、国家主権の確保であるが、現在の状況下で西ヨーロッパ各国の国民がほんとうに守らなければならない価値として強く認識しているものは「民主主義と自由で安定した市民生活」である。

このことは西ドイツにおいて最も顕著である。西ドイツが守らなければならないものは、戦後30年かけて築き上げたドイツ民主主義と自由で豊かな社会であることが、指導層からも市民からも会う人ごとに強調された。いかなる犠牲を払ってでも守り抜くべき対象について、指導層はもとより国民の大多数が共通した理念を持っているところに、この国の安全に関する高い国民意識の基盤があると考えられる。

ひるがえってわが国は、コストを負担し犠牲を払ってでも守り抜くべき価値は何かについての国民的合意はまだ確立されていない。われわれが維持し続けたいと考えているものは、西ヨーロッパ諸国と同じように「民主主義体制下における自由で安定した市民生活」のはずである。これらを守り抜くことはもともと国の安全の確保がなければ不可能なことであるが、わが国ではその点についての十分な認識がなされていないといわざるをえない。わが国は戦後30年、安定した自由貿易体制と日米安保体制の傘の下で、指導層はもとより国民全般が国の安全への配慮と対応をなおざりにして、ひたすら経済の拡大に専念するあまり、コストを負担し犠牲を払ってでも守り抜くべき価値は何かについてまで考え及ばなかったのが実情である。

今後、わが国の安全保障体制の確立に不可欠なことは、われわれが守らなければならないものが、戦後30年培い、ようやく定着しつつある「民主主義と自由で安定した市民生活」であり、そしてこれを守り抜くためには相応の犠牲とコスト負担が必要であることについて、国民の確固たる合意を築き上げることである。

2. 総合安全保障体制の確立

わが国は国内的に政治、国防、経済、社会などあらゆる分野にまたがる総合安全保障体制を早急に確立すると同時に、わが国の生存の基盤である多国間相互依存構造を自らの安全保障の見地から再構築しなければならない。

西ヨーロッパ各国は、ヨーロッパ安定の基本戦略の一つはアメリカを軸としたNATOとワルシャワ条約機構との軍事力バランスを保つことによる緊張緩和政策の推進にあると考え、同盟への依存をますます高めつつある。一方、各国は自らの独立と安全をアメリカの軍事力のみに頼るのではなく、一国の軍事力の持つ意味を戦争抑止体制のなかでの政治的解決能力を維持し、他国の政治的恫喝から自らを守る一つの重要な手段であると位置づけ、それぞれの国の軍備の近代化と質的向上に力を注いでいる。

さらにヨーロッパ各国は、国の安全が軍事力だけで保障できるものでないことは、もはや常識であるとして、政治、経済をひっくるめた総合安全保障体制の確立に努力している。そのために E C 間の経済協調の推進はもちろん、西側諸国のみならず東側諸国をも含めた多国間構造を意図的に構築し、諸国間との相互依存関係をさらに多角的、多面的なものにすることによって自らの安全をより確実なものにすることを狙って、外交力、経済力など自国の持てるパワーを結集し発揮することに腐心している。

国の安全と安定をはかるためにはすぐれた外交能力の発揮、適切な軍事力の保持、豊かな経済力、安全保障のための社会資本ストックの充実、社会体制の安定、南北問題や自由諸国圏への貢献など、さまざまな分野にまたがるバランスのとれた総合的な安全保障体制の確立が不可欠である。わが国に最も欠けているのはこのような意味での総合安全保障についての考え方である。わが国の防衛費の対 G N P 比 1 % 論議についても、防衛費は総合安全保障コストの一部にすぎず、その決定は総合安全保障政策の中の位置づけによって他のすべての安全保障項目との関連においてなされるものと認識すべきである。重要なのは防衛費のみをとりあげての対 G N P 比率でなく、安全保障のためにかける総合的なコストの大小である。

いまさらいうまでもなく、資源小国であり、加工貿易立国を旨とするわが国は、西ヨーロッパ諸国以上に友好的な国際相互依存関係の維持が必要である。いわばこのことはわが国の生存の基盤ともいうべきものである。これまでの諸国間の関係、とくにアメリカ、中国、アジア諸国及び資源保有諸国などとの相互依存関係はいかにあるべきかを、わが国の国際的総合安全保障体制の確立という主体的見地から再点検し、お互いに抜きさしならない多国間相互依存構造を戦略的に構築していくことが必要である。

総合安全保障体制の確立は短時日のうちにできるものではなく、長期ビジョンに基づいた着実な施策の積み重ねによって初めて可能である。また、総合安全保障のための諸政策の優先順位は単一のモデルによって定めることは不可能であり、その時々状況に応じて柔軟な政治判断によるわけではないが、わが国の置かれた現状から勘案すれば、発展途上国に対する経済援助、関係各国との協調による海上運航路の安全確保、自由貿易体制を維持するための国際分業の推進、備蓄を含めた資源、エネルギー対策などが、多国間相互依存関係を強化するために直ちに着手すべき具体的事項であると考えられる。

3. 安全保障についての教育システムの充実

わが国の安全保障のあり方について国の方針を明確に示すとともに、各界の責任あるリーダーがそれぞれの役割に応じて、この問題についての率直な発言と積極的な議論の「場」づくりを行なうことによって、これを国民に徹底し定着させる努力が必要である。

西ヨーロッパ諸国の国の安全に関する国民意識は、それぞれの国の長い歴史と文化を背景に形成されており、各国とも、国民意識を醸成するために歴史教育や訓練を一貫した方針によって粘り強く継続的に行なっている。

ヨーロッパ各国は陸続きに国境を接し、過去幾度か戦争の惨禍を経験しているために安全への希求が強く、国民の国防意識はあえて教育するまでもなく自然に涵養されるという見方もあるが、30年前の戦争体験はヨーロッパにおいても著しく風化し、世代間のギャップが広まりつつあることは否定できない。

国の安全に対する国民意識の醸成に各国の指導層はあらゆる機会をとらえ、いろいろな手段を使って地道な努力を積み重ねている。とくに独立後10年もかけて試行錯誤を繰り返しながら、ほぼ完璧ともいえる国防に関する教育、訓練システムを作りあげたオーストリアの努力や、スイスにおけるシビル・ディフェンス（民間防衛）にかける熱意などは、わが国の現状の改善に示唆するところが大きい。

わが国においては、国防に関する国民意識を高めるために、いたずらに言葉によって危機感をおおことはむしろ逆効果であろう。コストと犠牲を払ってでもわれわれが守らなければならない日本の価値とは何か、総合安全保障体制の考え方、さらにその確立のためにわれわれは何をなすべきかなどについて、各界の責任あるリーダーがそれぞれの役割に応じて国民各層に対し真の理解を得るような率直な発言と意見交換の「場」づくりを意欲的に行ない、国民意識として定着させる不断の努力が必要である。

とくにつぎの時代を背負う若者の大部分が所属している企業の経営者、労働組合幹部、世論形成に大きな力を持つマスコミ関係者などは、このことについて重要な責任を担っているという自覚と、そのうえに立った実践が重要である。

4. 危機管理のための機構と制度の整備

予想されるわが国の危機は単に軍事的脅威だけでなく、災害、経済パニック、国内治安など多種多様である。危機管理のための機構と制度の整備を急がなければならない。

西ヨーロッパの各国はともに安全保障についてまだまだ改良すべき多くの課題を抱えながらも、現在予想されるさまざまな危機についてのシナリオとその対応策を用意し、そのための情報収集能力の向上と即応体制の整備に余念がない。

戦後わが国と同様、反戦、反軍意識の強かった西ドイツでは、すでに非常事態法を確立し、過去何度かの議論と改正を重ねながら国民の支持をとりつけ定着させている。

わが国も軍事的脅威に対してのみならず、災害、経済パニック、国内治安上の問題など起こる可能性の高い脅威に備える意味からも、危機に即応し得る法体系と組織、手段の整備を急ぐ必要があ

ろう。

法の制定に先立っては、もちろん国民各層における十分な議論が必要である。わが国は戦前の苦い経験から政治の独走を恐れるあまり、政治のリーダーシップがきわめて発揮しにくい意思決定システムになっていることも事実である。この際、民主主義体制下における政治のリーダーシップとは何かを含めて、国の安全確保、危機即応体制のあり方を明らかにするための国民各層の十分な議論を始める時期であろう。

さらに危機に備える社会資本ストックの充実とその運用機構の拡充も、危機管理の観点から計画的に推進していく必要がある。

また、危機予知能力を高め、脅威への事前対応策をより高度なものにするために、客観的で正確な情報を提供することによって政府の意思決定を助け得るような、わが国独自のいわゆる“戦略研究所”を充実させる必要があり、そのために経済界も応分の人的、資金的援助をなすべきである。

国の安全に関する国民意識調査団報告書（抜萃）

「日本の安全保障を考える」

昭和 53 年 9 月

社団法人 関西経済同友会

1. 西ヨーロッパ諸国が“守ろうとしている価値”

「何から何を守るか」から議論を始めなければならないところに、わが国の安全保障問題のむずかしさがある。だが、これは独り、わが国だけの特性ではなかった。内外からの脅威を前にしている西ヨーロッパ諸国の安全保障論議のすべての出発点も、やはり「守るべき価値は何か」から始まる。ただ、わが国と異なる点は、わが国の場合、コストを負担し犠牲を払ってでも守り抜くべき価値は何かについての国民的合意が、まだ形成されていないのに対し、西ヨーロッパ諸国の指導者は、これをはっきりと国民の前に示し、国民の大多数もまた、そのことを自覚していることである。しかも各国が守ろうとしている価値は、それぞれの国の歴史と国民性とは深く根ざしたものであり、いずれも国民の心の琴線にふれるスローガンとして表現されている。

西ドイツにおいて守り抜くべき価値として認識されているものは“ドイツ民主主義と自由で豊かな市民社会”であり、フランスのそれは“自主独立（アンデパンダンス）”イギリスは伝統的な“民主主義と慣習的諸制度”（ブリティッシュ・コンスティテューション）である。永世中立のスイス、オーストリアが守るべきものとして掲げているのは、端的に“国の独立と自由”である。

1) 民主主義と市民社会 — 西ドイツ —

西ドイツが守らなければならないものは、戦後30年かけて築きあげた自由で豊かな市民生活と、それを支えている秩序正しいドイツ民主主義であることを指導者も市民も会う人ごとに強調していた。また指導者たちは、あらゆる機会をとらえて、そのことが国民に浸透するよう不断の努力を続けていた。われわれがハンブルグ市を訪問中、たまたまアベル国防大臣の市長選挙応援のための街頭演説を聞く機会を得たが、彼の20分くらいの短い演説のなかで“ Soziale Sicherheit ” (市民社会の安全保障) と“ Deutsche Demokratie ” (ドイツ民主主義) という言葉が50回近くも繰り返され聴衆もまた、それに熱狂的反応を示していたことに、われわれは驚かされた。

近代化の歴史に遅れをとったドイツは、二度の大戦と、その間におけるワイマール共和国の混乱、ナチス独裁体制という失敗を繰り返し、そのあけくに東西に分割され、以来、西ドイツは否応なく西ヨーロッパの中級国家として再生の道を歩むこととなった。戦後、西ドイツはヨーロッパ民主国家の一員になることを目指し、過去の失敗を教訓として活かした基本法(憲法)を制定し、今度こそ“自由で民主的な基本秩序”を確立しようと営々たる努力を続けてきた。その結果「最も自由で、繁栄し、改良に成功した社会」(カール・カイザー西ドイツ外交協会研究所長)と自負するに至るものをつくりあげた。秩序と安全を重視する西ドイツ国民が、その国民性に合致した民主国家を築きあげたのであり、指導者も国民も、せっかく獲得した、この地位を何よりの誇りにし、いかなる犠牲を払ってでも守り抜かなければならないと強く認識している。

2) アンデパンダンス(自主独立) — フランス —

「フランスを理解するにはフランス人の国家的独立の概念を知ることが大切である」—。フランスの通信社AFPのルーセル社長の話は、ここから始まった。われわれが会ったフランスの指導者たちはフランスの外交、防衛、経済の各政策について語る時、必ずといってよいほど、その底にある理念“アンデパンダンス”(Independence)を説明することから始めた。

独自の核開発を進めNATO(北大西洋条約機構)の軍事機構から脱退し、米ソ二大国の間であくまでも国家的独立と自由を確保しようとするドゴール主義は「本当は、どこかに依存せねばならない状況にもかかわらず、独立こそ偉大さの証しであるとするフランスの国民心理」(レーモン・アロン前フィガロ紙論説委員長)に合致し、第5共和制下の国家統合の理念となった。第二次大戦後、フランスはベトナムとアルジェリアの独立闘争への対処に失敗し、国内政治も混乱を極めた。国家としての統合さえも欠いていた1958年に首相として復帰したドゴールは、まず何よりも過去のものとなったフランスの栄光に代わる新しい国家理念の確立を求めた。それがアンデパンダンス、自主独立であり、国家としての自由決定権を守る意思と、この意思を実現す

るための手段を持つべきであるという理念である。

今日、ジスカール・デスタン大統領の下では、ヨーロッパのフランスとしてアメリカとも協調しようという色彩が強く出されるようになったとはいえ、同盟の中の自主独立という基本姿勢は依然として守り続けられている。アンデパンダンスこそフランスの譲り得ない価値として、いまなお国民の間に深く定着しているといえよう。

3) 民主主義と慣習的諸制度への自信 — イギリス —

イギリス国民が犠牲を払ってでも守ろうとしている価値は何かについては、だれも明快な言葉で回答を示してはくれなかった。しいていえば、イギリスは市民社会の母国として長い歴史の中で積み重ねてきた民主主義と慣習的諸制度—British Constitution—に支えられた市民社会を守ろうとしているかに見える。その一つの例を野党である保守党のウォーカー氏が説明した、使用済み核燃料再処理工場立地に際して試みられた、国民的合意を成立させるための新しいテクニックに見ることができる。それによると、まず政府は住民の反対運動を単に特定地域の利害の問題に止どめず、イギリス市民社会全体に関わる“公共的な関心事”(Matter of public interest)に高めるために全国的規模で公聴会を開き、国民に自由な発言の機会を与えた。それをもとにして裁判所がレポートを作成し、政府が、このレポートに基づいて国会に付議して最終的に立地を決定したということである。公聴会、裁判所、国会を単に相争う場としてでなく、国民の自由な意見をとりまとめていく場として有効に機能せしめ、地域住民を含めた国民全体の納得を求めたのである。このように伝統的な諸制度を、その時々の問題に応じて柔軟に活かしながら国民的合意を形成するというイギリス流民主主義に対して国民の多くが強い信頼を寄せ、新しく発生する諸問題を社会的緊張を激化させることなく処理していこうとしている。

確かに第一次大戦以後、大英帝国は凋落の一途をたどり、今日なお社会的対立の種になりやすい困難な経済問題を抱えてはいる。しかし伝統的な民主主義の諸制度、これを今日に活かす知恵、文明化された温和な市民社会、これらが各種の福祉制度とともにイギリス国民に一見、豊かとは見えないが、住みよい社会を保障し、国民のかけがえのない価値と自覚されているように思われる。

4) 中立を守るために — スイス・オーストリア —

東西ヨーロッパの通路に位置する中部ヨーロッパの小国、スイスとオーストリアにとって永世中立とは、けっして理想主義の産物ではない。歴史的に見るとスイスの中立は大国の介入を避けて領土の防衛、民族の統一、国家として自由を確保したいとの願望に発している。オーストリアも第二次大戦後、独立を獲得するためには中立以外に選択の道はなかったし、今日でも外国からの軍事的・政治的侵略を防止するという極めて切実な目的を持っている。両国とも永世中立を宣

言して、これを関係諸国が認めれば、そのことだけで中立が守られ軍事的・政治的脅威から自由になり得るなどとは、まったく考えていない。逆に中立を維持するためには、東はもちろん西側の集団安全保障体制によっても守られないことを自覚し、及ばずながらも自らの国は自らの力だけで守る武装中立の姿勢を強めねばならず、そのために払っているコストも大きい。単独防衛の姿勢を弱めるようなことがあれば中立はたちまち危なくなり、中立が脅やかされれば政治的自由と国民の安全はあり得ない、との考え方が少なくとも指導者の間には徹底している。「いかにコストがかかっても、武装中立以外に道はない」（オーストリア国防大学シュトロシュナイダー副学長）のが両国のいまの立場である。

もともと国の防衛の目的は第一義的には国の領土、国家主権の確保であるが、守るべき価値をその次元に止どめるのではなく、各国はそれぞれ表現こそ違え、自分たちがほんとうに守り抜かなければならない価値は何かを明確に打ち出すことによって国民的統一をはかり、国の独立と自由を維持してきた。

※ わが国は戦後30余年、安定した自由貿易体制と日米安保条約の傘のもとで、幸いにも大したコストも犠牲も払わずに平和が維持できたこともあって、国民全般はもとより指導層にいたるまでが国の安全への配慮と対応をなおざりにし、犠牲を払ってでも守り抜くべき価値は何かについてまで考え及ばなかったというのが実情である。われわれが、いま享受しつつある豊かな生活と、公正で自由な社会、これらを支えている民主主義体制は、まだまだ改良の余地はあるとはいえ一応、世界に誇り得るものといえよう。それにもかかわらず、この状況が極めて恵まれた国際環境の中で実現され、歴史の試練を受けていないこともあって、その尊さに対する国民の自覚は乏しく、これらの価値を一層強固なものに育てていこうとする姿勢も弱い。日本の安全保障体制を確立するためには、まず現代日本の持つ価値の尊さを、国民がはっきりと自覚するところから始めなければならない。

2. 総合安全保障政策と軍事力

国の安全と安定をはかるためには適切な軍事力の保持に加え、資源・エネルギーの供給確保、独自の技術開発、安全保障のための社会資本ストックの充実、有事における国民の協力体制づくり、さらには発展途上国への経済援助を含む多国間相互依存関係の構築、そのためのすぐれた外交能力の発揮など、さまざまな分野にまたがる総合的な安全保障政策が必要であると、われわれは考えていた。西ヨーロッパ各国がそれぞれ、いかなる“危機のシナリオ”を準備し、総合的な安全保障政策を、どのように推進しようとしているかが、今回の調査の一つの大きな眼目であった。

1) 現実的で柔軟な安全保障政策

西ドイツ、フランス、イギリスの各国はソ連の軍事的・政治的脅威を目前にして当然のことな

がら軍事的抑止力を安全保障政策のなかで最重視していた。しかし、もちろん、それだけで国の安全が確保できるとは考えていない。西ドイツ国防白書の新しいスタイルを編み出したことで知られるテオ・ゾンマー・ツァイト誌編集長は「西ドイツには総合安全保障という体系的な考え方はない。必要に迫られて現実的対応を積み重ねているだけ」と断わりながら、軍事的抑止力の充実にほかにエネルギー自給を目ざした核技術開発、安全保障を目的とした発展途上国への経済援助など西ドイツが実行している多面的で総合的な安全保障政策について説明してくれた。フランスにもイギリスにも、総合安全保障という言葉こそないが西ドイツと同様、先を見通した幅広い安全保障政策を積み重ねている。また、さまざまな安全保障政策のなかで、どの項目にプライオリティを与えるかは「一つの方程式だけで解けるものではない」（エコノミスト誌アンドリュー・ナイト論説委員）と、これらの国々も現実に即した柔軟な政策運営に重点を置いている。

西独、英、仏のいわゆるヨーロッパの中級国家が“総合安全保障”という考え方を、はっきり表面に打ち出していないのに対して、スイス、オーストリアの中立小国ではそれぞれ“総合防衛”（General Defence）“包括防衛”（Total Defence）という名のもとに総合安全保障体系を確立している。小国なるがゆえに独自に有効な軍事的抑止力を持つことができず、また中立国なるがゆえに集団安全保障体制に属することも許されない両国は、ともに「現実には脅威が発生すれば、これを国境で阻止することは事実上不可能」（スイス・フグラー博士）である。両国はこのような環境の中で、国として生き残るためには軍事、非軍事を問わず、あらゆる手段を総動員して外国からの政治的・軍事的脅威に常に備える体勢をとらざるを得ないという前提のもとに総合的防衛システムを体系化している。

さらに西ヨーロッパ各国は多国間相互依存構造の中に、がっちり自国を組み込むことによって自らの国際的影響力の増大と存在価値の明確化をはかることを、安全保障政策の基本の一つと考えている。そのために各国は西側諸国間のみならず東側諸国をも含めた多国間構造を意図的に構築し、相互依存関係を抜きさしならないほど多角的、多面的なものにしようと努力している。

※ わが国が今後、大いに学ばなければならないことは、さまざまな政策を現実に対応して柔軟に積み重ねていくというヨーロッパ各国の総合的な安全保障政策の進め方である。また諸国間との関係についても、これまでの商業主義一点張りの立場からではなく、安全保障体制の確立という見地から戦略的に構築し直すことが必要であろう。

2) 軍事力の持つ意味

「だれにも占領されたくないので防衛力を持つ」（西ドイツ・ノイマンSPD—社会民主党—連邦議会議員団長）「戦争がソ連に打撃こそ与え、なんの利益にもならないという印象を与えるためには信頼性ある抑止力（軍事力）が必要である」（西ドイツ・パウディッシン將軍）「軍事

力による防衛がすべてではないが、軍事力を持たなければすべてを失なう」(イギリス保守党・ウオーカー氏)と近年、ソ連の急激な軍備拡張という新たな事態を前に西ヨーロッパ各国は軍事力が戦争抑止の重要な一翼を担うものとして軍備の近代化と質の向上に余念がない。ソ連の軍備拡張の意図については、われわれの会った専門家も種々の見方を示しはしたが、正直のところ、はかりかねているのが実情である。それが直ちにヨーロッパに対し軍事的危機をもたらすものではないにしても「ソ連は軍備を増強することによって政治的影響力を強めようとしており」(西ドイツ・ミュンヘン大学グラウビッツ博士)「2、3年後には強大な軍事力を背景にアフリカやNATO諸国へ、リスクな政治的介入を一層強めてくるのではないか」(西ドイツ・ギュンター・ポーゼル海軍少将)というのが大方の見解である。現にアフリカに対しアメリカが国内外のいろいろな理由から手を出せない状況の中で、ソ連が政治的影響力を徐々に強めつつあることにヨーロッパ各国は、いらだち始めている。西ドイツを初めとする西ヨーロッパ各国は、ソ連の軍備増強に対応して軍事的にも力の均衡をはかっておかなければ、最後にはソ連の政治的圧力の前に国の自由な決定権がせびめられてしまうことを懸念している。

このように西ヨーロッパ諸国は一国の軍事力の持つ意味を戦争の抑止力として位置づけると同時に「政治的脅迫にのらないだけの軍事力は持たなければならない」(フランス・モンブリアル外務省調査部長)と、他国の政治的恫喝から自らを守り国際紛争を政治的に解決しうる能力を維持するための一つの重要な手段とみなしている。

a) NATOへの依存と協調

ソ連の量的に優勢な軍事力に対抗するには西側諸国が団結しなければならないという考えが戦後いち早くNATOを誕生させたが、西ヨーロッパ諸国のNATOへの依存と協調は、ますます強まりつつある。

西ドイツは「単独で安全がはかれるとは考えていない」(ノイマン連邦議会議員)とNATOとECへの依存と協力の中に生きようとする姿勢を明確にしている。イギリス労働党のミカルド国会議員は「イギリスの安全保障はNATOへの寄与が、すべてである。イギリスの核兵器はイギリスのものではなくNATOの核である。NATOから離れたイギリスの防衛政策は存在しない」とイギリスの態度を表明した。NATO軍事機構を脱退しているフランスもその例外ではない。「軍事機構からは脱退してはいるが北大西洋条約加盟国としての義務は果たす」(高等国防研究所所長アンドレ・マルティ中将)つもりであるし、外務省のモンブリアル調査部長は「軍事機構への復帰はあり得ないが、共同防衛が必要な時はNATOと一体の行動をとる。この点はアメリカの了解も取り付けてあり、解決ずみの問題だ」と注目すべき事実を明らかにした。

b) デタントのための軍事バランス

しかし西ヨーロッパ各国が同盟と軍事力をバックとした“力の対決”を望んでいるわけではない。むしろ力の対決だけでヨーロッパの安全が保たれるのではなく「アメリカはデタントなしでやって行けるが、西ヨーロッパはデタントなしでは生きられない」とロンドン国際戦略研究所（I I S S）のパートラム所長が語るように、各国の指導者は依然としてヨーロッパ安定の基本戦略をデタントにおき、その継続を強く希求している。

イギリスのサセックス大学ヨーロッパ研究所のデュシエヌ所長は「デタントとはバランスの規約化」とであると定義づけたが「協定は一方が軍事的に劣勢である間は結べない。協定を結ぶためにも軍事的均衡が必要である」（パウディッシン將軍）と、西ヨーロッパ各国はデタントを維持するためには、アメリカの戦略核を含めたN A T Oとワルシャワ条約機構との軍事力のバランスを保つことが不可欠であると考えている。事実、国連の軍縮総会と並行して開かれていたN A T Oの首脳会議で、N A T O諸国は国防予算を毎年実質3%ずつ増額する方針を再確認している。この方針を、西ドイツがいち早く支持したのはもちろん、イギリスでも「国民の反対は予想外に少なかった」（エコノミスト誌アンドリュー・ナイト論説委員）し、N A T Oの軍事機構を脱退しているフランスも「偶然の一致」（モンブリアル外務省調査部長）とはいえ、N A T Oと歩調を合わせて国防予算の増額を決定している。

一方、ソ連の量的な軍備拡張に合わせて“デタントのための軍事バランス”の回復を目指すことは、止めどのない軍拡エスカレーションに向かうのではないかという危機に対して、パウディッシン將軍は「それを避けるためには、一時的、部分的な兵器の量的アンバランスにこだわるのではなく、総合的な戦力バランスについて考えることが大切である」ことを指摘し「お互いの共通の目標が軍備規制にあることさえ明確にしておけば、政治的解決が不可能なはずはない」と語った。またテオ・ゾンマー・ツアイト誌編集長は「西側諸国は、まずソ連に対して強い姿勢で軍備削減を迫り、これを受け入れなければ西側諸国としても軍備を拡張せざるを得ないと主張して、ソ連に選択を迫るべきである」と緊張緩和政策と軍事バランスが密接な関係にあることを強調した。

c) 戦わざる軍こそ理想

「デタントと即応体制とが戦争抑止の車の両輪」（西ドイツ・ハンブルグ国防大学オーキッツ教授）とN A T O軍は激しい訓練を続けている。しかし、ヨーロッパ安定の基本戦略の第一は、あくまでもデタントの維持にあり、即応体制の整備も「抑止力が有効に機能している限り軍事的衝突の危険を未然に防止することができる」（パウディッシン將軍）という意味での抑止力の強化にはかならない。かくて軍隊は“戦わざる軍隊”こそが理想となる。「軍隊は戦う

ためにあるのではなく、戦争を抑止するために存在するのだ」とハンブルグ国防大学の学生が徹底して教えてまれているように、これが西ドイツを初めとするヨーロッパ諸国の軍隊についての共通した基本理念である。

「自らを守る実力を持つことによって初めて防衛せざるを得ない事態から免れることができる」(オーストリア国防大学シュトロシュナイダー副学長)のであり「適度の軍事力を持たなければ相手が軍事力を使いたくなる誘惑にかられ、結局は意思に反して戦わざるを得なくなる」(西ドイツ・ポーゼル少将)。軍隊が万一、戦う破目に陥れば安全保障政策としては失敗である。

※ わが国においても「自衛隊は何日、戦えるか」という類の議論が多く、それがともすると中途半端な軍備をするよりは、という非武装中立論につながりがちである。わが国の安全保障論議も、軍隊の本来の任務は戦争抑止にあるという国際常識をベースに展開するのでなければ所詮、不毛の議論に終わろう。

d) 適度の防衛力とは

戦争を抑止し、他国の政治的恫喝から自らを守るための適度の防衛力とは何か、その規模を的確に規定することは困難である。ロンドン国際戦略研究所のバートラム所長は、日本の防衛力の規模について「日本の防衛費が対G N P比1%で妥当かどうかの論議は無意味である。軍備は安全保障の一部に過ぎず、G N P比率は資源配分の優先順位を示すに過ぎない。日本の軍備増強の理由が合理的な議論の結果であり、さらに日本の行動全体が世界の平和と自由諸国圏の安全に協力しているという姿勢を示すことができれば、日本の軍備が他国に不安を与えることはない」という見解を示した。日本にとって適度な防衛力規模とはなにかを考えるにあたっては単に防衛費だけをとり出して対G N P比率を論ずるのではなく、世界の平和と自由諸国圏の安全確保のために、日本がいかなる役割をどう分担するのかという広い視野からの判断が必要である。

わが国がこれまでのように単に軍備を増強しないという手段だけで平和愛好国であることを世界に示そうという政策をとることは、安全保障の見地からはもちろん、国際社会の中で、わが国の責任分担を果たすという見地からも行き詰まる恐れが強い。日本が自由諸国圏の安全への寄与、なかでもアジアにおける軍事的抑止力の一端を担うためには日米安全保障体制を前提として周辺国との軍事バランスを保つ水準が下限という見方もある。西ドイツのグラウビッツ博士は、その点にふれて「在韓米軍の撤退は、とりもなおさず韓国軍事力の強化を意味する。5年後の韓国の軍事力は日本のそれを凌駕する。そのことが、たとえば竹島問題に対する両国の政治的解決能力に影響を及ぼすことになる。日本は早晩、防衛計画の見直しを迫られるこ

とになるのではないか」と将来の極東情勢についての見通しを語った。自らの安全を確保するためには東西間のバランスだけでなく、西側諸国間においても利害が錯そうしていることを念頭に、多国間のバランスを多面的かつ中長期にわたって洞察するという総合的で幅広い視野が必要であろう。

3) 多国間相互依存関係の構築

ロンドン国際戦略研究所では日本と西ドイツとでは、どちらがより安全かについて分析して見せてくれた。ワルシャワ条約機構軍に対して第一線に立つ西ドイツの方が四方を海に囲まれた日本よりも安全度が高い、というのがその結論である。その理由は西ドイツが日本に比べて、より高い防衛費を支払っているからだけではない。日本は西ドイツに比べて、その周辺に共通の戦略を持てるパートナー国が少ないこともあって日本が多角的な多国間相互依存構造の中に入り得ていないし、またそれを作りあげる努力もしていないからだという。パートラム所長は、つけ加えて「日本は、いままで脅威が少なかったから、それでやってこられた。政治とは本来オポチュニスティックなものではあるが、日本の外交はあまりにもオポチュニスティックに過ぎるし、バイ・ラテラルな努力に頼り過ぎる。日本が、いつまでも超大国の保護を受けられるわけではない。A S E A N、O E C D 諸国との関係はもちろんアラブ、ヨーロッパとの対話にも加わり、リスクを伴う決定に参加するなどして自らの多国間相互依存構造を再構築する必要がある」と日本の安全保障政策の弱点を指摘した。

たしかに西ヨーロッパ各国は多国間相互依存構造をつくりあげることに安全保障政策の基本を置き西側諸国といわず東欧諸国といわず、できるだけ多くの国と抜きさしならない協力関係をつくりあげようとしている。

a) 西側諸国の結束

N A T O 諸国間ではアメリカとの軍事的協力関係を「長期にわたって継続することが有効というコンセンサスがある。N A T O に対する軍事的評価は、ますます高まってきている」（大西洋研究所ヒイレンプラント事務総長）。一方、軍事以外の面ではアメリカとの間、あるいはE C 加盟諸国間でさえ、貿易、通貨、景気、核エネルギーなど各政策面で調整すべき種々の問題を抱えており、その調整の成否が安全保障上の協力を左右すると見られている。

そのため、E C については各国とも、これは単なる経済組織ではなく「西ヨーロッパの安全保障のための組織でもある」（パートラム I I S S 所長）と受け止めている。イギリスでも「E C 加盟の経済効果に関しては国民の間で失望の気持が強いが、イギリスの安全保障のためにはE C への加盟は必然の選択であった」（ミカルド労働党国会議員）と評価している。そしてスペイン、ギリシャ、ポルトガルなど最近、民主化を果たした周辺の諸国をE C に加盟させる

ことによって、より多くの民主主義国家を一つにまとめていくことがヨーロッパの安定につながると思っている。過去、イギリスのEC加盟を拒みつづけたフランスの外交当局でさえ「ECは近く12カ国になる。ヨーロッパが分解しつつあると見るのは認識違い」（モンブリアル外務省調査部長）と、ヨーロッパ諸国の同盟と連帯は、部分的利害の対立を越えてますます強まりつつあることを強調した。

b) 東側諸国への働きかけ

「ヨーロッパはデタントなしでは生きられないし、また米ソ間のデタントのみに頼るわけにはいかない」（フランス国際関係研究所クライン博士）と、西ヨーロッパ各国は対立する可能性のある、あらゆる諸国とさまざまな交流を盛んにするために、ヨーロッパ独自の緊張緩和政策をベースに東側諸国との関係改善を進めつつある。

ヨーロッパ独自の緊張緩和政策の基本は“イデオロギー・デタント”である。イデオロギー・デタントの考えは、とくにフランスで強調されたが、お互いに思想・体制の異なることを認め合ったうえで「東西の利益の一致する側面について、政府間合意のもとに協力関係をつくりあげよう」（フランス国際関係研究所ベルマン所長）とするものである。「ソ連はデタントとは規約を守ることだからイデオロギー批判は筋違い」との考えを持っている」（パートラムIISS所長）ことに対応し「国家間のデタントとイデオロギーの問題とは切り離し」（フランス国際関係研究所シューツ氏）具体的には東欧諸国との経済協力関係を強めることに眼目をおいている。「西ヨーロッパと東ヨーロッパとは共通の文化圏を形成し、なじみの市場」（同クライン博士）であるという意識が、この政策を進めやすくしていることは確かに西ヨーロッパ各国は、これまでの成果と今後の見通しに自信を持っている。また経済協力関係は地道な実績の積み上げによってこそ達成できるものであるだけに、アメリカのカーター大統領が“人権外交”を振りかざしてソ連に対しイデオロギー攻勢をかけていることは、ヨーロッパの安定を脅かすものとして各国は強く批判している。クライン博士は、このことを「カーター大統領は十字軍を編成し、カネやタイコを叩きながら退却しているようなもの」と痛烈に皮肉った。

ヨーロッパ各国の目ざす多国間相互依存構造はヨーロッパ地区に限定されたものではない。極東問題専門家で有名な西ドイツのグラウビッツ博士は、西ヨーロッパは東欧との関係改善と同時に、中国に対してもその近代化を援助することが、ヨーロッパ安定のために不可欠であるとの考え方を示した。逆に、中国もヨーロッパへの接近には熱心で、大西洋研究所のヒイレンプラント事務総長にいわせれば「奇妙なことにNATOの最も熱烈な支持者は中国」である。その意図がソ連を東西から牽制することにあるのはいうまでもない。

※ グ라우ビッツ博士は、またわれわれに対して日中平和友好条約の早期締結の必要性にも言及

した。イギリスのヨーロッパ研究所では、日ソ共同のシベリア開発プロジェクトは、どの程度進展しているかとの質問を受けたし、わが国自身の意図とは別に西ヨーロッパ諸国は日本が欧米中ソの多角的パワー・バランスの枠組みの中で、どのように動くかにも極めて強い関心を持っているように感じた。

4) 経済協力の果たす役割

「経済協力は西ドイツにとっては生存の条件である」とバウディッシン将軍が語ったように西ヨーロッパ各国の指導層は発展途上国への経済協力、援助をヨーロッパの安定と自国の安全のための重要なテーマと考え、ヨーロッパと深い利害関係を持ちながら政治的に極めて不安定なアフリカへの援助をとくに重視している。その他の発展途上国に対しても単なる目先の経済的目的からだけではなく、安定した自由経済国を一つでもふやすことが西側諸国圏の安定と自国の安全につながるという、長期的視野に基づく安全保障の立場から経済援助を進めようとしている。

a) アフリカとの特殊な関係

「経済援助はエネルギー、資源の確保とからむ」（ビニヨン経済計画室長）と考えるフランスでは、アフリカを中心とする旧フランス領諸国への援助を最も重視している。フランスが輸入する原材料の12.5%はアフリカから来るため「安全保障問題として無視できない」（モンブリアル外務省調査部長）からである。とくに独自の核技術開発を安全保障の基本に据えるフランスにとってアフリカのウラン資源は貴重である。アフリカは人為的に国境線が引かれたために、部族と国家とのズレが大きく常に流動状況にあり「この不安定な状態は今後1世紀は続く」（モンブリアル部長）と見られている。しかもアフリカは米ソの軍事バランスによる抑止力が効いていないという意味でも不安定な地域であり「大国の賭けの対象になりやすい」（同）。現にザイールを初めエチオピア、アンゴラ、ローデシア、ナミビアなどでの紛争が大きな焦点になっており、最近のアフリカ情勢はソ連の急速な進出をめぐって複雑化し、デタントをも左右しかねない問題をはらんでいる。

b) 自由経済圏の拡大

西ドイツ経済協力省のオペルト国際局長も「発展途上国援助は西ドイツ国民の幸、不幸に直接かわる」としてその政治的意義の大きいことを力説した。とくに西ドイツは極貧国への人道的援助、自国の資源確保のための援助という従来からの目的に加えて、最近では「自由経済圏の拡大をはかるという新しい観点を重視している」（同局長）。西ドイツは従来からNATOの南翼を形成するトルコ、ギリシャ、ポルトガルはもちろん、ユーゴスラビアとも労働力受け入れを含めて深い経済関係を持っている。これらはECの外延諸国ともいえるので当然であるが、その他の地域に対しても「テイク・オフ期にある発展途上国を重視し、経済援助を行な

うことによって、そのテイク・オフを促し」(テオ・ゾンマー・ツァイト誌編集長)その結果として安定した自由経済国を一つでも多くふやそうと考えている。輸出依存度の高い西ドイツとしては自由な輸出市場を拡大することが、中長期的に見ても自国の安全にとって極めて重要だとの判断に基づくものである。

※ 今回の調査中、わが国の経済援助が日本の安全保障の上からも少な過ぎるのではないかと、という指摘を数多く受けた。わが国の経済援助、なかでも政府開発援助が他の先進国に比べて過少であることが、国際的に批判され始めてすでに久しい。最近、福田首相が政府開発援助を今後3年間に金額的に2倍にする方針を内外に明示したが、量的拡大とともに、質的にもわが国の発展途上国援助政策の重点を、これまでの経済偏重から、わが国の安全保障と自由経済圏の安定を目的としたものへ意図的に転換することが重要であろう。また地域的にもアジアに拘泥することなく、広い視野に立った援助を進めなければならない。

5) 脅威を未然に防ぐ外交努力

今日までに築きあげられてきた西ヨーロッパ諸国の総合安全保障体制は、各国が積みあげてきた外交努力の結晶でもある。「ほんとうの自主外交ができるのは米ソ二超大国だけ」(フランス・レイモン・アロン氏)といわれるように、圧倒的な軍事力を持たない西ヨーロッパ諸国の外交の成否は結局、自国の得意とする軍事以外の力を中心とした国の総合的パワーを、いかに最大限に発揮するかにかかっている。大英帝国は消え、その経済力は低下してもイギリス人は依然としてその国際性と知的水準は世界第一級だとの自信を持っている。ロンドン大学の森嶋通夫教授によれば、同大学でいま最も人気のあるテーマは発展途上国の経済開発問題であり、これを研究した学生の多くは卒業後、自ら発展途上国に入り込んで開発援助の仕事につくといわれる。ロンドンの国際戦略研究所には世界各国から著名な戦略研究家が手弁当でも集まってきている。ロンドン大学も世界各国から学者や研究者が、わが国よりも遙かに低い報酬で競ってやってくる。こうして世界の知恵はイギリスに集まり、その研究成果が、たとえば“ミリタリー・バランス”などの形で再び世界に広がっていく。このような国際性と知的能力をバックにしてイギリスは、いまでも世界の大局を見据え、世界の隅々にまで目を配った外交を展開している。大英帝国なきあとも伝統として生き残ったこの“国際主義”が、イギリス自身に対する外部からの脅威を未然に防ぎ、今日のイギリスの安全を保障するうえで大きな力になっていると評価できよう。

西ドイツは前にも述べたように、その卓越した経済力を外交面でもフルに活用している。フランスは同盟の中の自主性、独立性を貫くドゴール以来の外交路線を堅持している。フランスは防衛とエネルギーが一体になった独自の核開発政策を支えに自主独立外交を進めようとしているが「これからも核だけで外交面のイニシアティブをとるのは無理」(レイモン・アロン氏)という

見方もある。フランスに国益重視のリアルな外交を可能にさせているものは、やはり①経済協力政策、文化外交、軍事協力政策を巧みに総合していることと②同盟政策と自主性をバランスさせる鋭い政治感覚であるように思われる。

中立小国オーストリアでは国連総長を送り出し、ウィーンを国際会議都市として提供し、国際諜報、工作活動の場をも与えるなど、その中立性を最大限に活かしながら、東西バランスのうえに立ったきわどい綱渡り外交を展開している。

※ これまでのわが国の外交姿勢は「その場限りの二国外交」（バートラム I I S S 所長）と、とかく評判はよくない。わが国が、これから多国間相互依存構造をさらに強固なものにつくり直すために欠かせないことは、この外交姿勢を改め、外交能力を一段と高めることであろう。もともと外交能力は国の総合的なパワーによって支えられているものであるが、わが国の場合、経済力がやたらに大きいアンバランスのために、かえって総合的なパワーが脆弱になっていることも自覚しておかなければならない。国際的常識にのっとって防衛力を保持することも国の総合的なパワーを形成する一つの重要な要素である。わが国の防衛論議にも、こういった見地からの発想が必要である。

3. 市民と安全保障

守るべき価値が何であるかについて十分に自覚している西ドイツ、フランス、イギリス各国の国民でさえ、国の安全についての意識は、けっして高いとはいえない。国民の緊張感が最も高いのは東西対立の第一線に位置する西ドイツである。それでもミュンヘン国防大学のホルンスタイン教授は「脅威は東からやってくる。しかし、そこにはドイツ人がいる」と悲しそうな表情をしたし、西ドイツ工業連盟（B D I）のテンプリング理事も「東ドイツに敵のイメージを見ることはできない」と西ドイツ国民の複雑な心理について語った。フランスはワルシャワ条約機構軍に対しては第二線に位置し「国民の大半はソ連に直接の脅威を感じていない」（ルーセル A F P 社長）。イギリスも「島国だからといって安全だとはいえない」（バートラム I I S S 所長）が、フランスのさらに後方であって脅威への切実感には欠ける。しかも、戦後30年以上も続いた戦争のない状態のなかで「戦後世代の青年は、いまの平和な生活が当然と考えている。何故に国防意識が高いはずがあらうか」（ホルンスタイン教授）。「デタントが国民の脅威に対する警戒の念を弱めた」（西ドイツ・ポーゼル少将）という意見もある。

そのうえ西ヨーロッパ各国は石油危機以来の深刻な不況の結果、若年失業の増大という新しい社会的脅威にも直面している。デタントに慣れた国民の関心は勢い経済問題に集中する傾向があり、そのため西ドイツを初めとする労働組合の国防に対する関心が薄れてきているともいわれている。また安全保障の重要な新しい手段である経済援助が「国民の間では、まだ重要性が認識されてい

い」(バウディッシン将軍)といった状況にもあるし「デタントへの安易な期待は崩れてきた」(デュシェーヌ・ヨーロッパ研究所所長)という客観情勢もある。ヨーロッパ各国の指導者たちは、あらゆる機会、さまざまな方法を使いながら指導層と国民のギャップを埋めるために、たゆみない努力を続けている。

1) 市民と軍

市民と安全保障との関係についての問題が最も先鋭な形で現われるのは市民と軍との関係である。どこの国でも市民と軍との良好な関係を維持するために苦心し、いろいろな工夫を試みている。

a) 制服を着た市民

戦後、西ドイツ国防軍の創設に当たったバウディッシン将軍は「第二次大戦後、西ドイツの政府機関は、すべて再建されたが国防軍だけは新設されたのであって再建されたのではない」と、現在の国防軍が過去の国軍とは異なった性格を持っていることを強調した。西ドイツ国防軍はその“新設”にあたり、軍人は“制服を着た市民”たることを目指し、平時には自らも良き市民であると同時に、一旦緩急ある時は、まず市民社会を守る義務を持つという新しい倫理観を確立し、それをすべての軍人に理解させるために、厳しい“内面指導”を行なっている。過去の国軍は一種の特権階級として軍人倫理だけを叩き込まれたが、現在の国防軍は市民倫理をも教え込まれている。西ドイツ連邦議会防衛問題委員長であるノイマンSPD議員団長は「現在では国民の70%が国防軍の存在を認めている。軍と社会との関係はパーフェクトである」と胸をはった。ハンブルグ国防大学の若い学生たちは「国防軍に対する世間の風は必ずしも順風だとはいえない」と感じているが、「それでも有事に際しては社会が軍を全面的にバックアップしてくれる確信は持っている」と、軍と社会との関係について自信を持って話していた。

b) 徴兵制と志願兵制

「軍事技術は日進月歩だから軍人には、ますます専門技術が要請されるようになってきている」(イギリス保守党ウオーカー氏)と、どこの国でも職業軍人の役割が高まっていることを認めながらも西ドイツやフランスは、なおかつ徴兵制を堅持しようとしている。戦争抑止体制下における徴兵制の意義についてフランスでは、ジスカール・デスタン大統領が①大量の予備軍を低コストで維持できる②青年の国防意識を培う③青年に規律を教える一の3点にあることを明らかにしている。さらに「国民と軍隊の緊密な関係を維持することに役立つ」(アンドレ・マルティ中将)点にも意義を認めている。レジスタンスの伝統を持つフランスでは軍隊は「国民による国民のためのもの」(エドガー・フォール前国民議会議長)であり「高度の技術を持った職業軍人を核として、その回りに国民軍を形成するのを理想」(マルティ中将)としてい

る。

イギリスは「徴兵制は自由社会とはあいられない」（フィナンシャルタイムズ・ブリタン論説委員）と伝統的な志願兵制を貫く考えのようであり「徴兵制のもたらす種々の問題に頭を悩まされなくてすむ」（労働党ミカルド国会議員）といているが、それでも小学校の段階から本格的な軍事教練をやっている事実を見逃がしてはならない。スイスは「人口が少ないから大量の常備軍を抱えることは物理的に不可能」（外務省ローテンビュラー大使）と、徴兵制度とともに独特の民兵制度を定着させている。

戦わざる軍隊を理想とする以上、軍人は遅かれ早かれ社会に復帰する。フランスは軍人の社会復帰に備えて軍務の期間を有効に活用する方策を試みている。「軍隊は良質の人間を育てる工場」（フォール前国民議会議長）という幅広い考えに基づき、除隊後も民間で技術が活かせるように職業訓練所とタイアップして種々の資格をとらせようとしている。西ドイツでは憲法によって良心による兵役拒否が認められているが最近、若者の徴兵拒否者が増大していることに政府は悩まされ始めている。徴兵忌避の大きな理由は「青年が軍務につく15カ月間は何とも無駄な期間と考えている」（ホルンスタイン教授）ことによる。そのため政府は軍人や兵役服務者が社会復帰に際し不当な扱いを受けないよう社会的公正の見地からいろいろな政策を打ち出している。

※ 戦後30年間、わが国が青年に対し“国の安全”あるいは“規律、礼儀”についての教育をなおざりにし続けてきたことは否定できない。こういった教育の欠落が国の安全に対する国民の無関心を助長すると同時に、わが国に個人の利益だけを主張し“公”のことを考えないエゴイズムの風潮をはびこらせていることと無関係ではない。ヨーロッパ各国は徴兵制度をも、これらの教育のための直接的な手段として活用している。わが国に徴兵制度を持ちこむことは妥当とは思えないが、それだけに国の安全保障について国民、なかでも青年の意識を高めるための真剣な対策が必要である。

2) 安全意識の醸成とコスト負担

安全保障政策を推進するうえで欠かせないことは国の安全についての国民の高い関心と協力である。それがなければ軍隊も社会から遊離した危険な存在になりかねない。スイスやオーストリアでは非常時のための訓練を国民全体に対して、まるで日常生活の一部のように頻繁に繰り返すことによって国民の安全意識の喚起につとめている。西ドイツ、フランス、イギリスなどでは「安全保障は政府の責任」（西ドイツ・テンブリンクB D I理事）であり、国民はそれぞれの役割に応じてそれに従うし、これに要するコストも負担するという国民の合意が形成されている。

a) 中立国の民間防衛

「生き、生き残り、生き続ける」(Live, Survive, Live on)これがスイス民間防衛の目的である。戦争を自力では阻止できないことを前提としているスイスでは、戦争はある意味で自然災害と同然である。ほぼ全人口を収容できるシェルター(地下避難壕)がいたるところに設置され、消防、避難、救出看護などの相互協力組織が居住区ごとに義務づけられている。このような施設や組織は、いつでも機能できるように整備され、市民には絶えず実地訓練が施されている。食糧、その他生活必需品の備蓄義務も法律によって定められている。こうして核兵器を含む近代兵器の攻撃にさらされても国民が自らの命を守り、戦災の続く期間を生き延び、そして戦後を生き続けて復興にあたることとされている。

オーストリアでもスイスに範をとって民間防衛体制を整えようとしているが、ここでの重点は“精神防衛”に置かれている。“精神防衛”とは民主主義と自由の尊さを教える思想教育であり、さまざまなイデオロギー的・政治的攻勢、工作に乘せられない強固な意思を植えつけるのが目的である。政治教育は学校教育の段階から義務づけられ、生涯にわたって継続して行なわれる。国防軍の協力のもとに政治教育専任教官を養成するとともに彼らに対しては常時、オーストリアに関わる内外の情勢を伝達するといった軍民一体のほぼ完璧ともいえる教育システムをつくりあげている。

b) 中級国家の安全とコスト負担

西ドイツはスイス、オーストリアとは逆に国境での抑止に失敗して「戦争になれば西ドイツは生き残れない」(テンブリンクB D I理事)との前提に立ち、安全保障政策の重点を、まず戦争抑止に置いている。さらに国土面積の広さ、あるいは人口規模の大きさなど西ドイツはスイスやオーストリアとは置かれた立場が違うだけに、両国のような民間防衛体制を整えようとは考えていない。「民間防衛は国と市民を守る具体的手段というよりは、市民の安全意識を高めるのに役立つ」(西ドイツ・ボーゼル少将)という受け止め方のようなものである。しかしながら西ドイツの国民が各家庭に食糧や燃料の貯蔵庫を持つなど個人生活のレベルでは安全重視の生活を営み、そのためにコストをかける国民性を持つことはよく知られている。したがって「国家のレベルでも、安全確保にはコストがかかることについて国民にも理解できるベースがある」(ボーゼル少将)。現に駐留米軍の費用負担についても西ドイツでは直接負担のほかに、N A T Oの共通経費をより多く負担するなどの措置をとっているし、E Cへの財政負担も加盟国の中で格段に大きい。これについての国民の不満は少ない。

フランスでは事あるごとに愛国心を鼓舞するが、西ドイツでも「自由かつ民主主義的基本秩序」の重要性を常日ごろから国民に思い起こさせている。シュライヤー殺害事件やルフトハン

ザ機ハイジャック事件の処理にあたって、これを単に特定個人の人命問題に止どめずに、西ドイツの基本的な国家秩序に向けられた脅威の問題としてとらえたのも、このためである。事件後、シュミット首相は国民に対して「責任ある人々が互いに連携して事にあたったという経験を、将来、起こり得べき試練に備えて絶えず思い出し活かし続けることが重要である」と訴えとともに、西ドイツの民主社会が「危機的状况においては、まさに一致団結する」ことを自負した。

3) 政治のリーダーシップと国民の合意

安全保障問題、とくに軍事問題については先見性を持った指導者が確信を持って国民に向かって問題を投げかけ、自ら国民の議論をリードして決断し、この決断が、その後の歴史の検証に合格した時に国民に広く受け入れられ、静かに定着するものだといえるであろう。国情の違いがあるとはいえ、わが国もその例外ではあるまい。

a) 求められる指導者の先見性

フランス高等国防研究所長のアンドレ・マルティ中將は、われわれとのディスカッションが終わりに近づいたころ、皮肉な口調で「国の安全保障の問題は国民の合意も大切だが、それは指導者のリーダーシップに負うところが大きい。国民の世論は指導者のリーダーシップによってこそ形成できるものである。幸い、わが国にはドゴール大統領がいた。核武装政策についていえば国民の反対を押し切って推進されたドゴールの政策が、いまでは国民の合意になっている」と語った。

たしかにフランスでは、戦後のある決定的な時期に偉大な指導者ドゴールを持つ幸運に恵まれたことは事実であろう。しかしドゴールは、けっして単なるカリスマ的な存在ではなかった。また国民も易々諾々と従ったわけではない。むしろ「ドゴールの時代においてこそ核戦略などについて率直な議論が国民の間で広く行なわれた」（経済企画室カズ氏）といわれているし「小さな核といえども現実に抑止力として働いてきたし、フランスの発言の自由度も、それによって保たれた。ドゴールが決断した独自の核政策は、フランスにとって有効だったことが現実証明された」（レイモン・アロン氏）のである。

西ドイツでも「再軍備もNATOへの加盟も、ある一人の政治家（アデナウアー大統領）の意思によって実現された」（ボーゼル少将）といわれるが、同時に当初は、これに反対だった野党SPDが、かなり早い時期に現実路線に転換して国民のコンセンサスを形成し、しかも1960年代末の状態に対応してブラント首相が東西両ドイツの和解を決断し、デタントを安全保障のもう一本の柱とする新しい路線へ発展させたのである。

b) 守るために譲るもの

安全保障政策を推進しようとするれば国民に対して何らかの犠牲やコストの負担を強いることになるのは当然である。だからこそ西ヨーロッパの指導者は自国があくまで守り抜くべき価値は何か、これを守るために何に對し、どれだけのコストを負担し、犠牲を払うべきか。あるいは譲り得ない価値を守るために譲り得るものは何か、などを十分に見極めなければならないと考えているのである。

これが国民的合意にまで高められた最も顕著な例を、われわれは西ドイツの基本法と非常事態法にみることができる。西ドイツ基本法は制定された当初から、市民の基本的人権について「自由な民主的基本秩序を攻撃するために乱用する場合には喪失する」との規定を設けていた。それを1968年には、さらに補強、改正し、戦争その他の非常事態に際しては、通信の秘密、移住の自由といった基本的人権を制限しうる具体的な規定を新たに設けた。一時的に犠牲を払うことがあっても、あくまでも自由で民主的秩序を守り抜くとの姿勢を一段と明確にしたのである。この改正にあたっては国民各層の間で、有事に際し、どこまで民主主義と基本的人権を制限することが許されるかについて十分な議論がなされたといわれる。このような経過があったからこそ非常事態法は「いまでは国民は、そんなものがあることすら忘れていくくらい」(ノイマン連邦議會議員)にまで広く受け入れられ、定着させることができたのであろう。

※ わが国においても最近、有事立法論議が盛んになってきたが現在のところ、この論争は自衛隊の防衛出動をめぐる法技術的な議論と、軍国主義復活反対という大上段の議論がすれ違ったままになっている。わが国が最後まで守り抜くべき価値は何か、この価値に対して脅威を与える有事とはいかなる事態が想定しうるか、有事の際にも“守るべき価値”を守るために国民はどのような権利を、どのような形で制限される事に同意し、また、どれ程のコストを払う事を甘受するか、といった基本的な議論が欠けているように思われる。国民の安全保障への関心を高め、コンセンサスを形成するためには、国民がこの問題について考えるチャンスを正しく活かす必要がある。戦後のわが国には朝鮮戦争から石油危機やハイジャック事件にいたるまで、そのための数多くのチャンスがあったが、残念ながらこうしたチャンスを活かすことができなかった。今度こそ有事立法論議をいろいろな“場”を設けて幅広く展開し、時間をかけてコンセンサスを形成していく必要がある。その議論はまた、わが国において試練に耐え得る強固な民主主義を確立するうえでも大きな意味を持つものである。

(注、※ わが国への示唆)

調 査 日 程 と 訪 問 先

月 日	現 地 時 間	訪 問 先 と 行 動
5月27日(土)	17:45	大 阪 発
	21:30	東 京 発
5月28日(日)	06:05	コペンハーゲン着
	09:55	コペンハーゲン発
	11:10	デュッセルドルフ着
	16:00	ケルン 着
	18:00～20:00	○フランクフルト大学、是川理学部長と懇談
5月29日(月)	10:00～11:00	○吉野駐西独大使表敬、黒川参事官ほかよりブリーフィング
	16:00～18:00	○ドイツ経済協力省、オペルト国際局長ほかと懇談
	19:00～21:00	西ドイツ班ミーティング
5月30日(火)	(A 班)	
	11:00～13:00	○ドイツ国立東方国際関係研究所、フーゲル所長、ベティッヒ主任研究員と懇談
	16:30～18:00	○ドイツ外交政策協会付属研究所、カイザー所長、ハーガー主任研究員ほかと懇談
	(B 班)	
	11:00～14:00	○学術・政治研究財団ミュンヘン支部 グラウビッツ研究所長(ミュンヘン大学講師)と懇談
	15:00～17:00	○ミュンヘン国防大学、ホルンスタイン教授と懇談
5月31日(水)	11:00～12:00	○ドイツ社会民主党、ノイマン連邦議会防衛問題委員長、SPD議員団長と懇談
	14:30～16:00	○ドイツ工業連盟(BDI)テンブリック理事ほかと懇談
	16:30～18:30	○ボーゼル海軍少将(軍事評論家、元NATO情報部長)と懇談
6月1日(木)	12:24	ケルン 発
	16:29	ハンブルグ着
	19:00～21:30	○河出駐ハンブルグ総領事主催晩餐会

月 日	現 地 時 間	訪 問 先 と 行 動
6 月 2 日 (金)	9:00～11:30	○ハンブルグ国防大学、オピッツ教授、ハウプトマン教授 ほか将校1名、学生代表4名と懇談
	15:30～16:30	○ツアイト誌、テオ・ゾンマー編集長と懇談
6 月 3 日 (土)	9:30～11:30	○ハンブルグ大学付属平和・安全保障研究所、パウディッ シン所長(陸軍中將)と懇談
	14:35	ハンブルグ発
	17:10	パ リ 着
	19:00～21:00	○山田団長主催夕食会
6 月 4 日 (日)		自由行動
	19:00～21:00	フランス班ミーティング
6 月 5 日 (月)	9:00～10:30	○フランス経済計画室、ビニヨン室長ほかと懇談
	12:30～13:45	○北原駐仏大使主催午餐会
	14:00～15:30	○AFP、ルーセル社長と懇談
	17:00～18:00	○フランス外務省、モンブリアル調査部長と懇談
6 月 6 日 (火)	7:30～8:30	団員ミーティング
	10:00～12:00	○大西洋研究所、ヒイレンプラント事務総長ほかと懇談
	12:00～12:45	○エドガー・フォール・フランス国民議会前議長(元首相) と懇談
	17:30～18:30	○レイモン・アロン・フィガロ紙前論説委員長と懇談
	19:00～21:00	○NHK、山室欧州総局長と懇談
	23:00～24:00	○団長・顧問・副団長座談会(第1回)
6 月 7 日 (水)	9:00～10:30	○フランス国立国際関係研究所、ベルナン所長、クライ ン主任研究員ほかと懇談
	12:00～13:30	○フランス社会党、エルヌ国会議員と懇談
	14:00～16:00	○フランス高等国防研究所長、マルティ中將と懇談
	18:30	パ リ 発
	18:30	ロンドン着
	21:00～23:00	イギリス班ミーティング
6 月 8 日 (木)	9:45～11:15	○イギリス保守党、ウォーカー・アシスタント・ディレク ターほかと懇談

月 日	現 地 時 間	訪 問 先 と 行 動
6 月 8 日 (木)	11:00～12:00	○フィナンシャル・タイムズ紙、オーエン論説副主幹、ブリタン論説委員ほかと懇談
	14:00～16:00	○サセックス大学ヨーロッパ研究所、デュシエヌ所長ほかと懇談
	20:00～21:30	○三和銀行林支店長主催晚餐会
	22:00～23:00	○団長・顧問・副団長座談会（第2回）
6 月 9 日 (金)	7:30～ 8:30	団員ミーティング
	10:00～11:00	○イギリス労働党、ミカルド国会議員ほかと懇談
	10:00～11:00	○エコノミスト誌、ナイト論説委員ほかと懇談
	11:30～13:00	○国際戦略研究所、パートラム所長ほかと懇談
	13:00～14:30	○加藤駐英大使主催午餐会
	19:00～21:00	○森嶋ロンドン大学教授との晩餐懇談会
6 月 10 日 (土)	10:10	ロンドン発
	13:15	マドリッド着
	19:30～20:30	○加川駐スペイン大使主催歓迎レセプション
	22:00～23:00	スイス班ミーティング
6 月 11 日 (日)	8:45	マドリッド発
	10:30	トレド着
	10:30	○トレド市長表敬訪問
	14:00～16:00	○トレド県知事、市長ほかを招いて団主催午餐懇談会
	22:00～01:30	○団員懇親夕食会
6 月 12 日 (月)	10:00～12:30	○スペイン商工省ロドリゲス・ビーヤ元次官、アポストォア下院議員、ヒメネス陸軍大佐、マドリッド大学経済学部シュワルツ教授と懇談
	12:30～14:30	○スペイン政財学界人を招いて団主催午餐会
	16:50	マドリッド発
	17:55	チューリッヒ着
	19:30～21:30	○チューリッヒ財界主催歓迎晚餐会、フグラ博士、戦略研究家デニカー大佐ほかと意見交換
	23:00～24:00	○団長・顧問・副団長座談会（第3回）

月 日	現 地 時 間	訪 問 先 と 行 動
6月13日(火)	9:00～11:30	○スイス、アンデルフィンゲン民間防衛訓練センター見学、 チューリッヒ州民間防衛組織主査ホネガー教授と意見交換
	12:00～13:40	○チューリッヒ民間防衛組織主催午餐懇談会
	13:45	チューリッヒ発
	15:30	ベルン 着
	16:00～16:30	○岡田駐スイス大使表敬訪問
	17:00～19:00	○スイス連邦会議ローテンビューラー通商協約全権大使、 フェルドマン中将ほかと懇談
	20:00～21:30	○ベルン最大のシェルター“アルメンド”見学 ○スイス政府主催シェルター内での晩餐会
6月14日(水)	9:00～11:30	○シェルター“アルメンド”見学、ベルン地区民間防衛についてレクチャー
	12:00～13:30	○スイス政府主催歓送午餐会
	15:05	チューリッヒ発
	20:00	インスブルック 着
	20:30～22:00	○山田団長主催夕食会
6月15日(木)	14:20	インスブルック発
	20:00	ウィーン 着
	21:00～22:00	オーストリア班ミーティング
6月16日(金)	8:00～ 8:30	団員ミーティング
	10:00～12:00	○オーストリア国防大学副学長シュトロシュナイダー大佐と懇談
	12:00～12:30	○鹿取駐オーストリア大使表敬
	13:00～15:00	○シュトロシュナイダー大佐ほかを招いて団主催午餐会
	19:30～21:30	○鹿取大使主催晩餐会
6月17日(土)	10:35	ウィーン発
	13:25	フランクフルト発
6月18日(日)	11:25	東 京 着
	16:30	東 京 発
	17:30	大 阪 着

団 員 名 簿

— 順 不 同 —

団 長 山 田 稔
代 表 幹 事
ダイキン工業株式会社
取締役社長

顧 問 波 多 野 一 雄
常 任 幹 事
国民意識委員長
株式会社住友銀行
取締役

副 団 長 平 田 弘
幹 事
三井物産株式会社
代表取締役大阪支店長

副 団 長 能 村 龍 太 郎
幹 事
資源・エネルギー委員長
太陽工業株式会社
取締役会長

コーディ
ネーター 高 坂 正 堯
京 都 大 学 教 授

コーディ
ネーター 佐 瀬 昌 盛
防 衛 大 学 校 教 授

団 員 平 木 英 一
幹 事
経済政策副委員長
サントリー株式会社
取締役社長室長

団 員 井 上 義 國
幹 事
ダイキン工業株式会社
取締役総合企画室長

団 員 佐々木 英 彰
幹 事
国民意識副委員長
住友電気工業株式会社
総合企画本部副本部長

団 員 浦 上 敏 臣
幹 事
住友生命保険相互会社
総務部長

団 員 柿 原 武
国民意識副委員長
大阪瓦斯株式会社
社長室次長

団 員 逸 見 浩 太 郎
株式会社三和銀行
調査部次長

団 員 井 上 薫
株式会社大和銀行
総合企画室副長

団 員 長 谷 川 吉 茂
株式会社住友銀行
調査部

団 員 三 島 章
関西経済同友会
事務局次長

同行記者 佐 藤 一 段
サンケイ新聞社
編集本部幹事

同行記者 二 村 克 彦
朝日新聞社
経済部記者

団 員 大 和 敏 弘
関西電力株式会社
広報部次長

団 員 藤 本 明 夫
住友金属工業株式会社
調査部調査役補

団 員 高 橋 長 逸
住友信託銀行株式会社
調査部調査役補

団 員 永 松 恵 一
経済団体連合会
開発部

団 員 梅 名 義 昭
関西経済同友会
事務局

同行記者 大 牟 田 育 宏
毎日新聞社
経済部記者

同行記者 佐々木 邦 義
読売新聞社
経済部記者

1ドル＝200円突破について

昭和53年7月24日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山田 稔

代表幹事 木島 利夫

1. 円相場の200円割れは、わが国の経済運営に対する諸外国の評価のあらわれであり、我々はこの現実を卒直に受とめる必要があると思う。

わが国としては、まず何をおいても黒字対策を早急に実行する覚悟を新たにしなければならない。

2. また、ここにきての急激な円高は、ようやく立ち直りかけた景気の芽を摘み、企業マインドに悪影響を与えることが大いに懸念される。情勢次第では何時でも景気対策が発動できるよう準備しておくよう強く要望したい。

3. 米国に対してはドル価値の維持を強力に迫っていかなければならないが、米国のインフレ昂進、国際収支の大幅赤字、海外の過剰ドルという、ドル安の基本的な要因が早急に改善する見込みは少ない。今後も円高への圧力が続くことも覚悟しなければならない。

4. こうした状況下では、わが国としては円高メリットを十分に活用できるよう製品輸入の拡大、関税引下げ、流通機構の簡素化を図るとともに、経済環境変化に対する抵抗力の強い、円高適応企業体質を作りあげるなど、西ドイツ型の経済体質作りを積極的に推進することが必要である。それとともに、産業界、国民も目先の利害を離れ、極めて強い経済力を持つに至ったわが国の今後のあり方を、真剣に考えなおす必要がある。

植村甲午郎氏を悼む

昭和53年8月1日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山田 稔

代表幹事 木島 利夫

1. 植村さんの訃報に接し驚いている。深く哀悼の意を表したい。
2. 植村さんは、わが国の戦後の混乱期から今日の繁栄に至るまで、つねに経済界の要職にあって、わが国経済をリードしてこられたわれわれの大恩人である。
3. わが国経済が円高をはじめとして新たな試練に直面している今日、われわれは植村さんの大所高

所からのご意見を期待していただけに、その死去はまことに残念である。

日中平和友好条約の締結について

昭和 53 年 8 月 12 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 田 稔

代表幹事 木 島 利 夫

1. われわれは、今回の日中平和友好条約の締結を心から歓迎する。また、わが国が全方位外交の姿勢を貫き、主張すべきことを主張したうえで両国の合意に達せられた努力を評価する。
2. 日中条約を真にアジアの安定と世界の平和維持に役立たせるためには、今後両国はお互いの立場を認めあったうえで、政治、経済、文化など、あらゆる分野にわたってより友好的な関係を築きあげることが必要であり、われわれ経済人もそのために一層の努力を注ぎたい。
3. わが国が自らの安全保障のみならず、世界の平和維持に貢献するためには、日中関係にとどまらず、その他の諸国ともこれまで以上に緊密な相互依存構造をつくりあげることが必要である。これを機会に、さらに多面的、多角的外交が展開されることを望みたい。

総合経済対策について

昭和 53 年 9 月 2 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 田 稔

代表幹事 木 島 利 夫

1. 急激な円高による輸出減少を主因に、景気停滞の懸念が強まっている折から、当局が機を失せず、大型の景気テコ入れ策を決定し、景気浮揚に取り組む姿勢を内外に示した点は評価できる。
円高のデフレ効果の累積は予想以上に深刻である。景気の“本格的な中だるみ”を回避するため、補正予算の早期成立、円滑な執行により、早急に需要創出に結びつけるよう強く望みたい。
2. 輸出が減退し、内需の自律回復力が低下している現状では、今回の対策だけで景気を順調な安定成長軌道に乗せることは難しい。今後とも構造不況業種対策、雇用対策、対外均衡回復策をはじめとする個別対策を、強力かつきめ細かく実施し、来年度予算編成も大型にするなど、産業界、消費者のコンフィデンス回復に努めて欲しい。

3. しかし、景気浮揚はひとり政府だけの責任ではなく、民間の活力蘇生が何よりも肝要である。この際民間としても、自力更生の基本を再確認し、政府の積極姿勢に呼応して、各々の持場において、体力増強に全力を傾注することが必要と思う。

第36回西日本経済同友会大会国民意識委員会研究発表

「健全な国民意識の喚起を目指して」

昭和53年11月2日

社団法人 関西経済同友会
国民意識委員会

1. 国の安全

もし国が主権を喪失し、国民の生命、財産の安全に脅威を受け、自由にして安定した生活が壊れるとしたらどういうことになるだろうか。

終戦この方戦時中の軍国主義の反動としてわが国が平和国家を標榜する限りこのような設問はあえて不用であるとして現実から眼をそらし、また幸いなことに現実の動きもそのように推移してきた。しかし、最近の政治的、経済的な利害対立の目立つ国際情勢及び諸外国の対応策を併せ考えると、いつまでもこの問題を従来のように避けて通れるものではあるまい。

関西経済同友会においては本年5月より6月にかけて欧州六カ国（西ドイツ、フランス、イギリス、スペイン、スイス、オーストリア）に調査団を派遣し、この問題に関する各国の対応について勉強し、その結果は報告書にまとめて過日各位のお手許にお届けしたところであるが、彼我比較の上、本件に関し学ぶべき点を要約してみれば次の通りである。

(1) 総合的な安全保障体制

国の総合安全保障問題は外国からの侵攻、それも単に軍事的脅威のみを取上げて論じてすむものではない。日本人働きすぎ論、くたばれGNP論等心理的な圧力、組織的な謀略は思想面、文化面にも及んでいる。

さらに、この問題は国内の治安確保、災害対策や資源エネルギー対策等内政に絡んだ広範な問題をも含めて論議されなければならない。

就中、最近の世相に鑑み、法秩序の尊重について特に関心を払うべきであるが、残念ながらこの点に関してもわが国が深い関心を持って具体的に取組んでいるとはいえない。

(2) 自衛と外交は国の安全を保障する車の両輪

次に外国の侵略に対し自国を守ることについてはまず前提として日本の歴史と伝統を正しく理解し、わが国の存在価値を評価することが大切である。われわれが美しい国土と誇るべき文化を自覚し、守るべき価値を明確にしてはじめて非軍事的侵略にも耐え、軍事的脅威に立ち向う気迫が生れる。

わが国は戦争は放棄したが、美しい国土と自由にして繁栄した生活を自ら守ることまで捨てたわけではない。また、今日の世界の情勢は非武装中立を標榜するだけで他に侵されることはないといいい切れるものではなく、さらに集団的な安全保障に加盟していればそれで足りるということでもない。今回われわれが視察した欧州各国では、それぞれニュアンスの相違はあるものの、侵略を受けた場合一国ではね返す能力をもっている国はないとはいえ、あくまで侵攻に屈せず自力をもって外敵に抵抗し、かねて築きあげた同盟関係による事態の打開を期待する態度をとっている。さらにそれぞれが拠りどころとする相互安全保障機構に対してはその抑止力を強化し、充実させるための努力を惜しまず、またＥＣの結束強化、東西貿易交流の推進、南北問題解決への寄与、自由経済体制の維持等、世界的な視野において自国の安全を図る道を探っている点がまことに印象的であった。もちろん欧州諸国はわが国と地政学的環境において異るとはいえ、われわれも概ね同様のラインに沿って考えてゆくべきと思う。

以上述べたように自衛と外交は車の両輪の如きものであり、日本が侵略を受けると結局は侵略国も傷つき、侵略国以外の大部分の国も困るという関係を諸外国との間に築き上げ、その中に絶えず身を置くことが望ましいと考える。

(3) 冷静な対処と教育活動

国の安全の問題に対して大部分の国民の合意を得るのにはかなりの時間を要すると思われる。特に議論の過程においていつしか末節にとらわれて大綱を見失い、あるいは本来尺度とならないような経済効率の見地からの議論によって、しばしば意図するところの意をつくさずに終わってしまうことが多かった。このような経験に徴し冷静に忍耐強く対処することが肝要であり、併せてこの認識を教育過程に勇気をもって組み入れて正しい国民意識の醸成に努力しなければならない。

2. 教 育

(1) 教育理念の確立

教育の背景にある理念として西洋社会には一貫した基督教の倫理観というものがある。日本にはこのように厳しい共通の社会規範というものがない。戦前には教育勅語があり、天皇制の権威の下で良かれ悪しかれ全国民に共通する教育の理念を提供した。しかるに戦後この教育勅語は破棄され、教育のバックボーンとなるべきものがなくなってしまったように思われる。これが戦後

教育の荒廃をもたらした一つの原因であるとの歎きをしばしばきくが、この歎きは言葉をかえれば、望ましい日本人の像を描き出し、それについて国民の合意を確立したいという主張のようにきこえる。

たしかに望ましい人間像、教育の理念に対する議論が拡散し、各人各様の価値を主張しているところに今日の教育問題混乱の根源があるということはいえる。これに対して戦後何回か新しい教育理念確立の試みがなされてきた。しかし、いつの場合もさしたる進展を見ずに終わってしまったようである。

ここで私は、このような合意のベースを憲法の精神に求めることをあらためて提唱したい。憲法にはいろいろな内容がもられているが、その中にある個人の尊厳、法の下での平等、基本的人権の保証といったいわば国の人生観ともいふべき貴重な精神を教育の中心にすえることは国民的合意形成の上で最も適切な方法として異論の少ないところではあるはずである。

現実にはいろいろな立場の人達がそれぞれの価値観、イデオロギーを憲法の精神に仮託して議論してきたためにいまだに憲法の基本精神が国民的合意形成の柱になりえないというのが現状である。したがって、この際必要なことは憲法を改正するか否かという議論を行う前に憲法の基本精神は何かをあらためて探求して、日本人の抱えるべきところ、あるべき姿を明確に打出してその上に教育理念を再構築することではなかろうか。これに従って教育内容や制度も改められねばならない。その場合現行憲法は個人の自由は強調するが義務面への配慮が薄いと批判があるが、両者が同等のウエイトを持つべきことはいうまでもない。もちろん、これらのことは一朝一夕に出来ることではないが、たとえそれが困難であるからといって問題を放置しておくことは出来ないのである。

(2) 教育内容と制度の再点検

このような認識に立つといまだ原点も明確化されていないのに教育内容や制度にふれることは早計のように思える。しかし、現教育体制の枠の中でもいくつかの問題点があり、この点について私見を述べる。

教育の内容と制度については第一に基礎教育、家庭教育については人間の人格形成が幼児期になされることを十分認識して家庭における親子の対話、学校における教師との接触等を通じて社会的なしつけを身につけることに重点をおくべきである。この点、ソ連、中国にも生徒守則というものがある。読んでみると体制の異なる国とはいえ社会人としてのあり方についてごく当然なことを幼いときから身につけるよう配慮してあり、われわれにとっても共感を覚えられものが多い。これはまた就学後のみならず就学前の家庭教育にも参考になる。本年2月の関西財界セミナーで披露したところ大方の反響があった。当局がその気になって幾分の手直しをしても全国の小学校

教育でとりあげてみたら如何であろうか。

第二に基礎教育においては日本の歴史、地理さらには国語教育に一段と重点をおくことを提唱したい。先にも触れたように国の安全の基本は国民がその国土と文化に愛着を持つことであり、またわれわれが国際的に活躍するにもよい意味での愛国心を持つことが必要である。国民としてのバックボーンをもたない根無し草では国際社会で通用しないことは明らかである。

わが国の教育における第三の問題は教育と就職と学問の研究とが混乱していることである。わが国では実際にそうであるかは別として実力のあるものは何者にもとられず頭角をあらわしてゆける建前になっている。またゆく道によっては異なるが、大きな広場に通じるかどうかは別として一応は一流大学の狭い門を通らねばならぬというのが通念のようにになっている。その結果、教育はもっぱら就職への手段と化し、人を作り学問の進歩を図るといった教育の主要な目的がぼやけてしまっている。この三者の交通整理をすることが望ましいのではなからうか。教育専門家の中でもいろいろこの点が検討されているが、学生を受入れる企業側としても指定校制度の見直し、専門学校や職業学校卒業生の積極的な受入れ、活用等協力すべき点は協力するという姿勢をはっきりさせるべきである。

第四に学校教育もさることながら企業内教育は真のプロを育てるために益々重視すべきである。また企業の内外を問わず高齢化社会に備えて現制度をこえて教育を受ける場を作らねばならない。さらに身体障害者に対する特別の教育や海外勤務者の子弟の教育、就職に対する配慮も必要になって来るだろう。これ等のものも教育制度の内であって外ではない。

3. 政 治

(1) 政治の基本理念としての民主主義

国民が均しく区別されることなく政權の座に着く可能性があり (of the people)、それが国民のための政治 (for the people) をしており、国民の審判により (by the people) いつでも交替させられるのが民主政治体制の基本と思う。これと異った体制の国でも少なくとも for the people は志向している建前であろうが、of であり、かつ by であるかについては事情は異なる。

しかし、民主体制下でも真にだれでも政權の座につき、国民のために国民による政治が行なわれているかということが論議されて波紋をよんでいるのが現実である。その中でも中心になるのは国民の安全、生活の維持向上等国民全体のための政治が行なわれているかどうかということであるが、これに絶望すると政治姿勢を改めさせる前に性急に of も by も捨ててしまえという風潮と論議を誘発してしまう。果してそうになってよいものであろうか。大部分の国民の答えは NO であろう。

(2) 民主主義体制の維持

明治以降の歴史をみても万機公論に決すべく政党政治が発足し、封建時代の残滓をまといながらもわが国が経済的、社会的に進歩を遂げようとした矢先、第一次世界大戦後の反動、関東大震災という天災に発する経済不況の克服に失敗して政治の不信を招き、徐々に軍部の独裁の空気が巷を蔽いはじめ遂には破局に終ってしまったという貴重な教訓がある。

その間にあって政治家の中で敢然としてファシズムの風潮に立ち向い、また言論機関にあって迫害に抗したのもあったが、遂に狂瀾を既倒に廻らすことが出来なかった。これについては政治家のみならず一般国民も政治意識の遅れの点で責任の一半を担うべきであろう。

いたずらに政治を批判して不信を煽るのは再びその轍を踏む危険がある。如何なる国でも政治のやり方についてあきたらぬ点も多く国民として改めて欲しいことは多い。国民は政治を外にあるものとせず内にあるものとして感じ取り、考えるところを信頼する政治家に提言することが望ましい。政治家もまたその政治生命が国民に奉仕することにある点を自覚してこれを卒直に政見に取り入れるべきである。

最後に強調したいのは国民は直接の政治参加としての投票を蔑しるにすべきではないということである。棄権行為はいろいろ理由づけてみてもみづからの民主体制の健全な発展にとって足を引張る行為としか思えないからである。

第 36 回西日本経済同友会大会宣言

昭和 53 年 11 月 2 日

社団法人 関西経済同友会

われわれが現在、享受しつつある豊かな生活と、公正で自由な社会、それを支える民主主義体制は、世界の国々の中で誇るに足るレベルにある。

われわれは、現在の日本の持つ価値の尊さをあらためて自覚し、21 世紀に向けて、このかけがえのない日本をより良い活力に溢れた社会につくりあげるために、積極的な行動を展開する。

1. 国の安全なくして社会の繁栄も個人の権利、自由もない。国の安全を守ることは、自国のためのみならず自由諸国圏の安全への寄与という国際社会の一員としての義務を果たすことにつながる。われわれは、自らの国は犠牲を払ってでも自らの手で守るという国民意識の醸成に一層の努力を傾注する。
2. 真の民主主義政治は国民一人一人の良識と参画によって支えられる。責任を伴わない自由や批判のための批判は民主主義を崩壊に導く。

われわれは、国のために自らが何をできるかを考え、積極的に行動するとともに、個と全体の調和、自由と責任、権利と義務について、どうあるべきかを絶えず問い直すよう国民に訴えかけていく。

3. 国内的にも国際的にも利害の錯綜するこれからの時代に、自由経済体制を維持し、より発展させていくためには、企業と市民との調和、協力が不可欠である。われわれは、新しい時代における自由経済体制のあり方を探求するとともに、常に自らの姿勢を正し、企業と市民の信頼関係の強化に不断の努力を続ける。

4. 日本の新しい国づくりをめざすためには、これらの諸問題についての健全な良識の醸成と、解決の方向についての国民的合意の形成が重要である。

われわれは、その基盤となるものは教育であるとの認識に立ち、これからの教育のあり方を根本から見直し、教育問題に積極的に取組んでいく。

以上、第36回西日本経済同友会大会の名において宣言する。

大平「新総裁」誕生について

昭和53年11月27日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 田 稔

代表幹事 木 島 利 夫

新しい方法による自民党新総裁選挙は、挙党体制がつくりあげやすいことを目的として行われたものと理解している。

自民党は責任政党として、今回の選挙にしこりを残さず、新総裁のもとに力を結集し、国内、国外に山積する困難な諸問題の解決に全力を傾けていただきたい。

大平「新総裁」には、公約であった民主主義体制の定着、総合安全保障体制の確立、自由経済体制の維持など、経済、社会の基本的課題に真正面から取組み、解決の方向についての国民的合意の形成と、その実践に強力なリーダーシップを発揮していただくことを、とくに期待している。

大平新内閣に望む

昭和53年12月7日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山田 稔

代表幹事 木島 利夫

1. 自民党は政治が国民のためであることを自覚して、内外の諸問題が山積しているこの時期に、政治的空白をつくることのないよう、新総理を全党挙げてバックアップすべきである。
2. 国民と企業が日本経済の先行きについて、明るい見通しを持ち、活力を奮い起すことが、わが国経済と国民生活の安定化、健全化のために必要である。新内閣がその期待に応え得るビジョンや具体的政策を示すことを期待している。
3. 当面の経済運営にあたっては、比較的高目の経済成長を目標とした来年度予算編成を望むとともに、せっかくの景気上昇傾向にブレーキをかけることのないよう、大胆な政策を時機を失せず実行していただくことを要望する。

年頭にあって

昭和54年1月1日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山田 稔

代表幹事 木島 利夫

本年は、わが国経済にとって、安定成長移行のためにさまざまなアンバランス解消を進め、80年代への確固たる展望を開く準備の年である。政府・企業・国民が力をあわせ、景気の自律上昇力を涵養し、極端な財政依存型経済からの脱却にめどをつける一方、雇用の確保、対外均衡の達成、国際社会への貢献など、数多くの課題に取り組んでいかなければならない。

こうしたなかであって、われわれ経済人は、いたずらに不確実性を嘆いているわけにはいかない。減量経営にのみ徹する姿勢から脱し、企業の活力こそが経済社会発展の原動力であることを再確認するとともに、企業家精神を十分に発揮して、健全で豊かな80年代を拓くため、新たな出発をしなければならない。

1. 活力ある企業経営の展開

過去数年、企業は、石油危機以降の急激な諸条件の変化のなかで、徹底的な合理化、効率化を追

求し、厳しい環境に適応し得る経営体質への転換も、ほぼ軌道に乗りつつある。いま、企業経営者に求められているものは、その活力を新たな需要の創出のために発揮し、企業の永続的発展の基盤整備と、社会の安定をめざして、慎重ではあるが確かな一歩を踏み出すことである。

本年、特に企業が注力すべきことは、社会の新しいニーズに対応した新規分野の開拓と、新技術・自主技術の開発に向っての意欲的な取組みである。そのことが、ひいては働く意思と能力のある人人に、より多くの働く機会を提供していくことにつながる。

2. 健全な社会の構築への貢献

内外ともに利害の対立がますます錯綜し、政策選択の幅が狭められつつあるこれからの時代において、より良い日本を築いていくためには、社会的公正と効率、国際社会における応分の役割分担などについての国民的合意形成が必要である。

この点に鑑み、われわれは、政治の近代化、統治能力の向上、行財政の効率化を強く求めていくとともに、健全な国民意識醸成のために、積極的に発言し、行動していく決意である。また、次代を担う良識ある日本人の育成に積極的な役割を果たしていくことによって、真の民主主義社会建設の基盤づくりに貢献したいと考える。

昭和54年度予算大蔵原案について

昭和54年1月5日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 田 稔

代表幹事 木 島 利 夫

1. 景気の自律上昇力がまだまだ不十分な現状ではもう少し積極型の予算を望みたいところであるが、公共事業への重点配分、産業転換投資促進税制の導入など景気・産業政策への配慮がある程度なされた点と、対外経済協力費の増大により、国際社会へ貢献する積極姿勢を打ち出した点は歓迎すべきことである。
2. 長年の懸案であった医師税制の改正に手をつけるとともに行・財政の効率化・減量化の方向を明確にしたという点は一応評価できるが、まだまだ不十分といわざるを得ない。今後ともさらにこの方向を強力に推進し、ゼロ・ベース予算の導入などにより、減量経営の水準を民間並みまで引き上げるよう努力してもらいたい。
3. 国鉄運賃・消費者米価の値上げに続き、たばこなどの公共料金引上げ、揮発油税の引上げ等が予定されているが、インフレの火種が徐々に大きくなりつつある時でもあり、財政主導のインフレを

引き起こすことのないよう十分な配慮が必要である。

第17回関西財界セミナーまとめと閉会あいさつ

昭和54年2月9日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山田 稔

過去2・3年の本セミナーの主たる関心が、当面の危機をいかに乗り切るかにあったのに対し、本年のセミナーの特長は、来るべき80年代に向って、いかにして活力に溢れた日本の経済と社会を築きあげるかについて、中長期的展望に立った議論が活発に展開されたことである。テーマの性質上、当然のことながら議論は多岐にわたったが、いたずらに抽象論に流れることなく、具体的提案も数多くなされて、実り多いセミナーであったと思う。

議論の詳しい内容については、先程の集約討議において報告されたことでもあり、私は今回のセミナーの主要なテーマについて、私なりに感じたことを取りまとめ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

1. 企業経営の新しい方向

第1のテーマは、活力ある企業経営を今後、いかに展開するかの問題である。

わが国経済が石油危機以降のここ数年間、急激な諸条件の変化にさらされ続けてきた中であって、企業はもっぱら減量経営に努めることによって、低成長に適応し得る経営体質への転換をはかってきた。しかしながら80年代に向って、日本の経済と社会に再び活力を蘇えらせる主たる原動力が、企業のヴァイタリティの発揮以外にはないと考える時、われわれ企業経営者は、これまでの減量経営にのみ徹する姿勢から脱却し、今こそ企業の新たな発展をめざし、力強い第一歩を踏み出さなければならない。

活力ある企業経営を展開するにあたってのポイントは下記の3点である。

1) 国際化への積極的対応

わが国の発展にとって不可欠な自由貿易体制を維持・発展させるためには、海外投資について、企業が今まで以上に積極的な態度で臨まなければならないと共に、一方において、わが国の国内市場を開放し、製品輸入を一段と促進することが必要である。今後、わが国の国際化の進展に、一層の拍車がかかることは必然の方向であり、企業にとって、国際競争に耐え得る独特の新技术、新製品の開発に、リスクを恐れず取り組むことが、ますます重要な課題となる。いわば、これへの挑戦なくしては、企業が国際化時代に生き残ることは不可能なのである。

2) 産業構造転換の考え方

産業構造の転換は、政府が主導し各業界、各企業がそれに、もたれかかって実現できる性質のものではない。構造転換は各企業の経営者が社会のニーズを洞察し、それに基づいて、それぞれが経営戦略を転換したことの結果の集積に過ぎない。産業構造転換について決定的役割を果し、その原動力となるのは、個々の企業経営者であり、その経営戦略の選択である。

この意味において「活力ある日本」を築くために、これからの企業経営者に特に求められる資質は、政府の施策に過大な期待を抱かない自立・自助の精神であり、収益確保を目ざし、新分野の開拓、新製品の開発に挑戦する決断力と実行力である。

3) 雇用問題への対応

雇用問題についての最大のテーマは、雇用の拡大、なかでも中高年令層の失業問題と活用方策である。わが国は急速に高令化社会へ移行しつつあり、先日行われた関西産業労使会議においても、60才をメドとした定年延長に、労使ともに前向きに取り組むことについて意見の一致をみたが、本セミナーにおいても、この点については大方の合意を得たものと思う。

定年延長にあたって特に留意すべきことは、その実施によって企業が活力を失なうようなことがあってはならないということである。これまでの年功型賃金体系をそのままにしての定年延長はあり得ないし、その外、退職金制度、人事、昇進制度など従来の労使慣行・制度の抜本的な改革をその前提として進めるべきである。また、選択的定年制の導入など、さまざまな新しい工夫をつけ加えることも必要である。いずれにしても、バラ色に包まれた定年延長を考えるべきではない。

“雇用の拡大”あるいは“雇用の創造”といっても、それを実現し得る基本は、活力に満ちた企業の経営活動である。「労働時間短縮によって雇用の拡大を」という議論もあることは承知しているが、欧米のようなレイオフ制度の無いわが国において、この考えを単純に実行に移すことは経営の柔軟性を阻害する恐れが強い。今後、労使間で十分に議論しなければならない問題であると考えらる。

2. 新しい国づくりと関西の役割

第2のテーマは、これからの関西の発展方向の明確化とその実現方策についてである。

1) 国際化による新しい関西を

いかなる関西を目ざすかについては、日本全体の中で、関西の果すべき、あるいは果し得る役割は何か、という視点からアプローチすることが重要である。本セミナーにおける討議を集約すれば、これからの関西は研究開発、学術・学問、文化、ファッションの日本の一大センターとなること、これを核とした新しい「国際都市群」に生れかわることを目ざせ、ということになるう

かと思う。

関西は歴史、文化の宝庫であり、地理的条件にも恵まれているものゝ、国際化を目指すには、住環境も世界に誇り得るものに作り直す必要があるし、その外にも解決すべき問題は山積している。学園研究都市の実現を目指すにしても、日本一、あるいは世界のセンターといった類の研究開発機関、シンクタンクを、ひとつずつ関西に誘致し、育てあげるといった長期的視野を持って、地道な努力を積み上げることが肝要である。

2) 関西が一体となつての推進

新しい関西づくりを進めるために最も重要なことは、全ての関西人が執念を燃やして取り組むことのできる構想を明確に定め、オール関西のコンセンサスを形成し、その実現に邁進することである。

どのような構想の関西を目指すにせよ、関西新空港の建設は新しい関西づくりに必要不可欠な最低の条件である。空港建設には早くても10年かかると言われているが、将来の関西の死命を制する問題であるだけに、豊臣秀吉が、その昔、墨俣城を3日で完成した^{スノマタ}故事にならない、どうすればこれを5年で実現することができるか、5年がムリなら6年で完成する方策はないか、といった発想で関西の政界、官界、民間が衆知を集め、一体となって早期の着工と、一日も早い完成を目指すなければならない。そのためには関西を一本化した推進組織をつくる必要がある。

3. 日本の針路と国際的役割

第3のテーマは、経済的に、世界に大きな影響力を持つわが国が、利害の複雑に鎖綜する国際社会の中で、いかなる役割を果すべきかという問題である。

1) 世界の秩序づくりへ積極的な参加

今や、アメリカ主導型で世界の秩序を維持することは不可能である。主要先進国が分業体制をとって、責任を分担し合いながら、その秩序を維持しようとしているのが目下の国際情勢である。わが国も主要先進国の一員として、リスクを負担しながら世界の秩序づくりに積極的に参加するという、責任ある態度と行動を示さなければ、世界の中で孤立する危機を招きかねない。

今回のセミナーでは、主要先進国が世界の秩序維持のために、いかなる責任を分担すべきかという問題のなかでも、中心的課題といえる安全保障問題に関連して、わが国の果すべき役割が強調された。

2) 総合安全保障体制の確立

1) 安全保障への努力は国際的責務

わが国の安全保障問題は、単に外からの脅威に向って、自国の安全をいかに守るかというこ

とだけではなく、世界の秩序を維持するために、その役割分担を果すという国際的責務の問題としてとらえておかなければならない。

わが国としては、自らの国は犠牲を払ってでも、自らの手で守る、という国民の気概を醸成すると共に、そのために相応の経済的負担をすることについて、国民の合意を形成することが緊急の課題である。

ロ) 多国間相互依存構造の再構築

国の安全と安定をはかるためには、適切な軍事力を保持することは当然として、資源・エネルギーの供給確保、独自の技術開発、経済援助を含む多国間相互依存関係の構築、すぐれた外交力の発揮など、総合的な安全保障政策が必要であることについて、もはや議論の余地はないものと思う。

特に、より多くの国と抜きさしならない相互依存構造を、戦略的に組み立て直すことが、わが国の安全保障にとって重要な課題である。そのためには発展途上国に対する経済援助政策の転換も必要であるし、文化的に親近感を持たれる国になれるよう、国際交流へのたゆみない努力を続けることもまた重要である。

4. 教育問題への取り組み

最後のテーマは、これからの教育についての問題である。

戦後30年、わが国の教育が知識教育に偏重し、人間の心を豊かにする点をなおざりにしてきたことは、佐伯会頭の基調講演でも触れられ、分科会でも強調されたところである。こういった、ひずんだ教育が行われ続けたことが、自己の権利ばかりを主張して「公」のことを考えないエゴイズムをはびこらせ、将来のために必要な国内開発、例えば空港建設やエネルギー開発の促進を妨げ、国際社会における日本および日本人批判を生んだ一因になっていることについて、われわれは強く反省しなければならない。

教育の荒廃が、教育制度の欠陥にあることはもちろんである。しかし、青年に対する教育については、ひとり教育界だけの問題ではなく、次代の日本を背負うべき若者の大部分を預っている企業経営者および労働組合幹部にも、それ相応の責任があると考えておかなければならない。

今回のセミナーにおいて、企業経営者および労働組合幹部が、経済の問題だけについて主張すればよいという態度から脱却し、教育問題についても、社会に影響を与え得るオピニオン・リーダーの一人として、言うべきことは言い、企業として実行できることは積極的に実行していくべきであるということについて、大方の賛同を得たことは、まことに心強い限りである。

企業経営委員会研究報告書

国際化時代における企業経営のあり方

— 企業家精神の再開発をめぐって —

昭和 54 年 2 月 21 日

社団法人 関西経済同友会
企 業 経 営 委 員 会

目 次

1. はじめに — 企業の今日的課題 —	87
2. 研究課題の設定	
— これからの時代を生きぬく企業家精神 —	88
3. 国際化時代に生きる企業経営のあり方	88
(1) 国際化の現段階	
(2) 海外投資促進の要因と方向	
(3) 国際化への企業の対応	
① 国際化と自己責任経営	
② 対応の具体的側面	
世界に通用する経営者としての自覚	
行動基準の確立	
技術革新の推進	
人材の自由化	
文化的理解の促進	
③ 国際化における政府の役割	
投資保証協定の締結	
開発途上国への援助	
日本文化の P R 活動の推進	

1. はじめに — 企業の今日的課題 —

日本経済は、先進諸国のなかでは、オイルショック後の混乱を最もうまく乗り切って底力の強さ

を示し、企業も、人・モノ・金の三面で減量経営をすすめ、産業間の格差はあるにしても、全体として低成長に耐えうる体質へと転換しつつあるように思われる。

しかし、それも当面の調整を何とか済ませたということであって、本当の意味でバランスのとれた新しい発展の軌道に乗るためには、企業が直面している「三重の壁」とも呼ばれる困難な問題一つまり、①低成長・国際関係の調整・産業構造の転換など日本経済が直面している困難そのもの、②環境問題・企業活動の規制強化など産業と社会の接点で生じる摩擦、③技術革新の停滞・雇用問題・高令化対策など企業に内在する問題一を解決しなければならない。

従って、今こそ経営者は、経済社会の現実の運営主体が個々の企業であることを自覚し、経営の自己責任体制を確立するとともに、環境の変化に適応しうる経営理念あるいは新しい企業発展の方向を模索しなければならない。

それには、まず「不確実性の時代」という流行語を生んだ消極的な気風を一掃し、積極的な「企業家精神」の再開発に努めなければならない。本委員会が、昨年度に引続き「企業家精神のあり方」を研究テーマに取りあげた所以である。

2. 研究課題の設定

— これからの時代を生きぬく企業家精神 —

本委員会は、企業家精神の再開発を具体的に検討するにあたって、『経営の国際化』という問題を取りあげた。

現在、我が国を取りまく国際環境は、急激な円高の進行・貿易黒字の累積・世界的な保護貿易の動きなど困難な問題が山積しているが、言うまでもなく今後日本経済や企業が発展するためには「国際化」は避けてとおれない問題であり、経営者に「企業家精神」の発揮が求められる典型的なケースと考えられるからである。

そこで、本委員会は

国際化の進展に対応して、世界に通用する企業経営はどうあるべきか。とくに、『経営の国際化』に適應する企業家スピリットのあり方及び自己責任経営体制をどう考えるべきか

一を研究課題とした。

3. 国際化時代に生きる企業経営のあり方

(1) 国際化の現段階

我が国経済の国際化は、第1段階である「輸出・輸入の拡大」、第2段階「外国企業の日本進出（資本の自由化）」を経て、現在、「日本企業の海外進出（海外投資）」という段階に達している。

この第3段階の国際化は、海外投資が原則的に自由化された72年度以降いちじるしく進み、たとえば、キッコーマンが日本の味覚のベースである醤油をアメリカで現地生産し成功を収めたことに象徴されているように、深さと拡がりを増してきている。

ただし、投資が本格化して日が浅いこともあって未だ欧米諸国のレベルには達しておらず、投資のポテンシャルは依然高い。

○我が国の海外投資許可累計額（51～77年度）

……………222億ドル（対GNP比3.0%）

○主要国の海外投資残高（対GNP比）

……………米国1,372億ドル（8.0%）、英国320億ドル（13.1%）、
西独225億ドル（4.4%）

(2) 海外投資促進の要因と方向

この数年、我が国の海外投資は、オイルショック後の長期不況や国際環境の不透明さもあって停滞が続けてきたが、

○円高によって賃金・地価など海外での生産コストが低下し、国際競争力を強めるうえで海外生産が有利になっていること。

○貿易の不均衡や失業の増大を理由として各国が輸入規制を強めているのに対し、現地生産によってこれを回避しようとする気運のつよいこと

など、企業が海外投資の拡大を必要とする理由があるとともに、開発途上国の要請に応じて経済援助や技術協力に前向きに取り組む世界経済の発展に寄与することが先進国としての我が国の義務であり、そこにおいて企業の海外投資が占める役割は大きい。

これら国内的・国際的要請が相まって、我が国の海外投資は今後とも従来以上のスピードで拡大し、その際、主要な企業では、リスクの分散をはかり規模の経済性を追求するために複数の国に生産販売の拠点をもち、「多国籍化」の方向にすすむものと思われる。日本の代表的な国際化企業を対象とした調査でも、経営者の約4割が、自社はすでに多国籍化しているとし、同じく4割が、近い将来そうなるとしている。（「多国籍企業研究会」調査、回答89社）

(3) 国際化への企業の対応

① 国際化と自己責任経営

一般的に、企業の海外投資が拡大するのに伴って、政府が対応すべき国家間の問題が多くなる。しかも、こと対外投資に関する限り、後述するように、企業の投資活動を円滑化するための条件整備について、西欧諸国に比べて我が国政府の立ち遅れが見られ、本格的な国際化時代を迎えるにあたって政府の積極的な役割に期待すべき点が多い。

しかし、言うまでもなく、そのことが過度の政府依存をもたらし「企業家精神」を阻喪させるようなことがあってはならず、経営者は、政府の役割が国際化の基盤整備というベーシックな役割にとどまることを認識し、より一層企業家精神の涵養に努めて、自己責任経営を貫く気概が必要である。

② 対応の具体的側面

＜世界に通用する経営者としての自覚＞

国際化あるいは多国籍化をすすめるにあたって経営者に求められることは、グローバルな視野にもとづくものの考え方・世界を相手とする立場の自覚であり、まず経営者自らが真の「国際人」たらねばならない。

ところが、我が国の経営者は、国際化・多国籍化が必然だと認識しながら、「国有化や企業接収のリスク」「経営の広域化に伴うコミュニケーション・ギャップ」「本社のコントロールの不徹底」「受入れ国との摩擦」「土着企業圧迫の危険性」など、それに伴って多かれ少なかれ直面しなければならない問題を強く懸念しており、一方で多国籍化を指向する能動的な意識との間に大きなギャップがある。

さらに、日本型経営が特殊であることを必要以上に強調し、国際化企業にとって弱点である意識しているようであるが、「本国指向」「本社依存」という特徴は国際化企業といえども本国をもつ民族企業である限りどの国の企業にも見られることであり、「終身雇用」「温情主義」なども形を変えて欧米の企業にもあるものである。これは、つまるところ、国際化経験の乏しさからくる不安と自信の無さを、国民性を強調することによって隠そうとするものであって、自ら進んで国際化しようとする積極的な姿勢に欠けるものと言わざるを得ない。

国民性として問題にすべきなのは、むしろこのような日本人特有の神経の過敏さであり、自国のスタイルが特殊でローカルであると意識するならば尚更、世界の大勢である欧米の発想やしきたりに順応していこうとすることこそ、世界に通用する経営者に必要な自覚と決意である。この点で、経験に富む欧米企業の成熟した大人の感覚あるいはしたたかさに学ぶべきであり、たとえば彼等は多国籍化によって「受入れ国の国益と企業活動の利益との間に斉合性が見つけやすくなる」（フォード）と考え、国民性の特色も「あって当然」で、むしろそれが優れたものであることをアピールしようとする。

また、IBMの事実上の生みの親ワトソンは、広く海外に販路を求めるに際して「5つの原則」（進出先を選ばない、進出国の経営は現地人にまかせる、本社機構を多国籍化する、株主を多国籍化する、重要なマーケットでは研究～販売の一貫組織をもつ）を定め、国際化企業にとっての基本的な経営理念・開かれた姿勢を打ち出している。

我が国の経営者は、まず本社の椅子にすわって指令を出すだけでなく、自ら現地に出向いて海外の空気にじかに触れ、「国際人」のセンスを養うべきである。

＜行動基準の確立＞

国際化によって、進出企業は様々な相手と関係をもつこととなるが、今後、世界経済の低成長で貿易・投資環境が過密になること、節度のない投資が進出先国の産業や社会の発展を阻害する可能性があることなどから、企業は、行動基準を確立しトラブルの防止に努めなければならない。

進出企業は、「日本の他の企業」「諸外国の企業」「現地企業や現地社会」の三者と関係を持ち、行動基準の内容を一言でいえば「秩序ある競争による共存共栄」ということに尽きるだろうが、このような原則論にとどまらず、出来れば社員の日常の行動指針となるような具体的でキメ細かい基準を作成することが望ましい。

たとえば、IBMでは“^{ビジネス コンダクト ガイドライン} Business Conduct Guidelines”という詳細な行動指針を定め、毎年1回社員にこれを遵守するとの誓約書を提出させている。そのガイドラインでは、まず“個人の尊重・最善の顧客サービス・完全性の追求”を「3つの基本的な信念」とし、「一般的な指針」では“社員が公共問題について発言するときは個人としてすること”“社員も近親者も業者・顧客などから贈物・金銭を受取ってはならない”など、かなり具体的な内容をもりこんでおり、さらに顧客・業者・競争者について「取引きに関する指針」を詳細に定めている。

このような企業活動に直接かかわる規定もさることながら、我が国が行動基準を作成する場合考慮しなければならないのは、日本の海外進出が経済ベースに偏っているという批判であり、「現地社会との融和の努力」が求められているといえよう。今日、企業が地域社会での市民権を得るために、その発展に様々な形で力を尽すことは日本国内では一つの常識となっているが、海外では、まだ日本人だけの閉鎖的なコミュニティをつくる傾向がつよい。これには、文化・風俗の相違も大きな壁となっているだろうが、国際化企業としては、少なくとも日本国内で求められる程度の地域協力のメニューは用意すべきだと思われる。

＜技術革新の推進＞

国際化時代のなかで、進出企業は一層厳しい競争に立ち向かわなければならないが、競争力を左右する重要な決め手は技術力である。しかも、高度な技術力は、自社製品の国際競争力をたかめるためのみならず、投資先である発展途上国に受入れられるための必須条件でもある。かつての発展途上国は、企業進出によって国内の過剰労働力が吸収されることでよしとしていたが、今では、先進国の優れた技術を導入して自国の産業を育成し、外貨を獲得す

ることを望んでおり、従って最新鋭の技術力をもった企業を求めているからである。

このことを裏返していえば、海外投資は、ライバルを育てるということであり、いずれはその追い上げに直面することは避けられない。これに対して、長期的には国内の産業構造の高度化によって対応しなければならないが、この点でも技術開発の果す役割は大きい。

国際化時代においては、いずれの企業にとっても、経営の活力源としての技術開発の推進が最重要課題であるが、世界を相手とする国際化多国籍化企業においては、とくに研究開発の前提として、資源・労働力・市場等経営要素全般にわたるグローバルな視点が必要である。

<人材の自由化>

海外投資は現地労働者の雇用創出に寄与するが、投資先国は、さらに管理層に現地人を登用することを強く希望している。ところが、この「人材の自由化」が、日本と欧米の国際化企業の間で最も大きい相違を示す点であり、ほとんどの欧米企業が本社にまで現地人の登用をはかっているのに対し、日本の企業はせいぜい現地子会社での登用にとどまっている。

我が国の経営者が「人材の自由化」をためらっている最大の要素は、文化の相違であると思われる。とくに言葉の壁は大きく、流通圏の狭い日本語がハンディキャップを負っていることも事実であるが、文化の相違をギャップとして強調するような閉鎖的な姿勢は、国際化企業の経営者としては問題があろう。

勿論、人材の自由化は一朝一夕に実行しうるものではないが、長期的には現地人の登用によって経営管理がスムーズにいくなど企業にとってもメリットをもたらすものであることを考えるべきである。その意味で「現地には有能な人材が少ない」という経営者の意見は性急にすぎる。まず、現地子会社で登用して気長に人材を育成し、次いで子会社間の人事交流によって経営管理のノー・ハウを移転させて全体のレベルアップをはかるなど、段階を経て、最終的には、現地子会社は現地人に任せ、さらに本社への登用をはかることが必要である。

もう一步進んでいえば、投資先国の要請に応えるというような受身の姿勢にとどまらず、すでに国際的に活躍している人材を広く海外に求めるほどの開かれた姿勢が望まれる。

<文化的理解の促進>

企業活動を円滑化し現地社会で「市民権」を得るためには、言語・風俗・生活様式・ものの考え方など文化面での相互理解が不可欠である。（この点で、欧米諸国が異民族との接触の長い歴史をもつことの意味は大きく、とくに自国言語の流通圏を拡げた強みは測り知れないものがある。たとえば、東南アジア諸国が、日本の進出企業に対してもつつ不満として、英語が通じないためコミュニケーション・ギャップがあるという点を挙げるといわれる。）

国民性の相違というものは様々な面で現われるが、進出企業が現地採用の従業員とのコミ

コミュニケーションをはかるうえで問題となるのは、「経済人」としての国民性の相違、つまり西洋的な“契約”と日本的な“黙約”の違い、組織の意思決定方式の違いなどである。

東南アジアにおいても欧米においても雇用の保障・年功序列・参加意識づくりなどの点で日本企業への評価は比較的高いが、一方、^{ジョブ アサインメント}Job Assignment（仕事の割当て・指示）が不明確である、権限と責任が曖昧である、意思決定が和を重視する全員一致方式であるため個人の意見が生かされないなどの不満が強く、とくに現地採用の有能な管理層がフラストレーションに陥る例が多いと言われる。

このような言葉以前の文化的な雰囲気というものは、なかなか相互に了解しにくいものであるが、現地会社で積極的な人材登用を図るうえでも、進出先の文化的なスタイルに順応する開かれた姿勢が必要である。

③ 国際化における政府の役割

国際化のための様々な努力は企業の自己責任経営の一環であり、まず企業自身の手で行わなければならないのは当然であるが、以下のような国際化の基盤整備は個々の企業の手余り問題であり、さらにその効果も単に企業活動を円滑化するにとどまらず、相手国との友好関係を強化することによって我が国の国家経済そのものの安定と繁栄に寄与するものである。

<投資保証協定の締結>

最近の欧州向け投資の不振は、ユーロ・コミュニズムを中心とする革新勢力の抬頭による政情不安がその一因であると言われ、発展途上国への投資の低迷も、外資比率の規制・国有化等現地化政策の強化が原因として挙げられている。とくに、発展途上国については、南北格差を是正するための資本移動・技術移転において民間ベースの投資活動が重要な役割を担うことを考えれば、進出企業の地位保全をはかるため、政府間ベースの投資保証協定の締結が不可欠である。この点で、先進諸国と比べて我が国の立ち遅れが著しく、アメリカが114カ国、西独が44カ国と締結しているのに対し、我が国はエジプト1国のみである。

政府の前向きな努力を強く望みたいが、その際考えなければならないことは、これら先進諸国は、相手国からの一次産品の買い付け・政府援助の強化など、協定が遵守されるための裏付けをもっていることである。

<開発途上国への援助>

昨年末に出された対外経済協力審議会の意見書にも述べられているように、政府開発援助（ODA）のGNPに対する比率（52年＝0.21％）を早急に先進国の平均水準（DAC加盟国の平均＝0.30％）にまで高める必要がある。

援助については、量とともにその内容の検討が重要であり、対外経済協力審議会が提言し

ている「技術協力への重点移行」は原則的には異論はないが、その際、後進国の経済発展協力の2つの柱である公的投資（政府援助）と私的投資（企業の海外投資）との間の連携をはかるとともに、我が国の長期的な産業構造のあり方とも充分調整を行って、戦略的に対応する必要があると思われる。

＜日本文化のPR活動の推進＞

文化の普及は、単に進出企業の活動を円滑化するだけでなく、相手国から日本文化に対する親近感と尊敬の念を獲得することによって、様々な面で我が国のセキュリティの強化につながるものである。

欧米諸国が、自国の文化的優位や親近感を維持するために行っている投資は巨額であり、たとえば、フランス文化及びフランス語普及のための国家予算は年間500億円、西独では300億円を投じているといわれる。これに対して我が国の努力は不充分であり、日本に来る留学生に日本語を教える機関にも乏しい現状であるし、海外の日本人学校への現地人の受入れもほとんどなされていない。政府の手で、長期的な視野に立った組織的なPR活動が必要である。

昭和53年度 企業経営委員会常任委員会名簿

（役職は昭和54年2月1日現在）

委員長	斎藤義雄	関西電力	常任監査役
副委員長	沢本啓一	住友生命保険	常務
〃	真木嘉裕	松下電器産業	会長室室長
〃	宮崎誠司	住友電気工業	秘書役室部長補佐
常任委員	石川喜美次	電通	副社長
〃	磯嶋康夫	住友化学工業	取締役
〃	上野富造	中央自動車工業	社長
〃	小畑幸雄	野村証券	副社長
〃	桐山輝彦	神戸屋	社長
〃	倉林育四郎	武田薬品工業	副社長
〃	砂田純男	近鉄不動産	副社長
〃	立石義雄	立石電機	常務
〃	鳥井道夫	サントリ	副社長
〃	中谷治	大阪瓦斯	専務

常任委員 西 村 渥 美 大 和 銀 行 専 務
 “ 細 川 益 男 細 川 鉄 工 所 社 長
 “ 丸 山 昭 二 日 本 興 業 銀 行 大 阪 支 店 副 支 店 長
 “ 三 田 繁 雄 三 田 工 業 社 長

研 究 活 動 状 況

《 昭 和 53 年 度 》

№	年・月・日	講 師 (敬 称 略)	テ ー マ
1	53. 8. 28	慶応義塾大学ビジネス・スクール 教 授 小 林 規 威	日本の国際化企業経営にみる 意識と現実の乖離
2	53. 8. 29	京 都 セ ラ ミ ッ ク 社 長 稲 盛 和 夫	京都における中堅企業のとら え方
3	53. 10. 9	サ ン ト リ ー 副 社 長 鳥 井 道 夫	私のマーケティング経営
4	53. 10. 12～ 13	RCA Corporation 社 長 E. H. グリフィス Boston Consulting Group, Inc. 副 社 長 パトリック・コンレー	私の経営理念 経営戦略と戦術
5	53. 10. 25	日 本 I B M 社 長 椎 名 武 夫	I B M の経営理念
6	53. 12. 12	キ ッ コ ー マ ン 海外事業部長 茂 木 友 三 郎	我が社の対米進出戦略
7	54. 1. 17	住友スリー・エム 社 長 田 辺 賢 三	合併企業の経営管理について

（注） №2・3は、中堅企業委員会との共催。

労働・福祉委員会研究報告書

産業構造の転換と調整過程における雇用問題

昭和54年2月21日

社団法人 関西経済同友会
労働・福祉委員会

目 次

は じ め に.....	97
I 雇用動向の概観と問題の所在.....	97
1. 時代の推移と雇用の動向	
2. 問 題 の 所 在	
3. 今後の産業別雇用情勢の動向	
II 産業構造転換過程における過剰雇用への対処.....	99
1. 産業構造転換に伴う異常事態	
2. 過剰雇用対処を迫られている関係者にとって望ましいことは	
① 個人（従業員）にとって	
② 労働組合にとって	
③ 企業にとって	
④ 国家にとって	
3. 過剰雇用対処について	
① 終身雇用制の取扱い	
② 個人（従業員）および労働組合の対応	
③ 企 業 の 対 応	
④ 国 の 対 応	
(A) 一 般 対 策	
(B) 特 別 対 策	
(C) その他の国の役割	
お わ り に.....	107
付 表.....	108

はじめに

わが国の雇用問題は、いまや国家・社会が直面する最大の問題という様相を呈しており、この問題の分析や対策が各方面で数多く論じられている。

定着した低成長経済路線の下での全般的な雇用の停滞・縮小、きびしい環境下で進行する産業構造に問題のある業種を中心とした雇用調整、労働力人口の急速な高令化・高学歴化、先進国にふさわしい労働条件実現の内外からの要請など、雇用をめぐる問題は数多く、しかも、いずれもきわめて困難なものばかりである。

この小論は、これら多くの雇用関連問題の中で、当委員会の研究テーマ「産業構造の転換と調整過程における雇用問題」について、別記の講演会と常任委員による経験交流並びに討議をもとにまとめたものである。

委員長 今井昭三

I 雇用動向の概観と問題の所在

1. 時代の推移と雇用の動向

わが国経済は、昭和30年代の半ば以降、重化学工業化を中心として急速な成長をとげた。国際的にみた日本経済の地位は、中進国から先進国へのキャッチアップの時期であり、一方、わが国企業の行動は、ほぼ一貫して拡大志向であったといえよう。

この間の雇用動向は、完全失業率が1.1%（昭和45年）ときわめて低い水準であり、有効求人倍率も1.41倍（同年）というように、マクロ的には完全雇用の状態にあったといえよう。

しかし、昭和48年秋のオイルショックを契機として、わが国経済は深刻かつ長期に亘る不況に見舞われた。高度成長から低成長への移行を余儀なくされる一方、国際的にみた日本経済は先進国として、中進国からの追い上げや欧米先進国との競合等により、世界経済における分業体制の枠組に基づく役割を担うようになった。

オイルショックによる不況は、第二次産業就中製造業において強くあらわれている。因みに、全産業の生産額に占める第二次産業ならびに製造業の割合を、45年と50年の5年間で比較してみると、45年には第二次産業60.4%（うち製造業は49.7%）を占めていたものが、50年には56.5%（うち製造業は47.5%）へと低下している。

オイルショック以降の企業の行動はおしなべて減量志向であり、雇用動向も、完全失業率が50年は1.9%、51年以降は2%を上回りかつ有効求人倍率も0.5～0.6倍程度と逆転しており、現在に至るまで同様の状況が続いている。

2. 問題の所在

オイルショック以降の雇用情勢の変化を端的に表わしているのが失業者数の増加である。48

年から52年の4年間で、完全失業者は44万人増と急増した。他方、同期間における労働力人口の増加率はそれ以前の増加率に比較して、きわめて低いものであった。このことは、不況下において労働力市場から消え去った女子労働力等が多かったことによるものではないかと考えられる。即ち、統計に表れない失業者も増加したと推定され、同期間における失業者は統計に表われた44万人以上の増加があったものと考えられるのである。

また、そうした雇用問題は、造船・アルミ精錬・繊維等構造不況業種に代表されるような特定業種に発生し、かつ特定地域に集中しているということが問題をより大きくしている。

さらに、わが国特有の終身雇用制度により完全失業者として統計に表われた以外に過剰労働力が企業内に留まり、いわゆる企業内過剰雇用の問題となって表われている。そして、年齢階層別では特に中高年齢層の過剰という形で表面化している。企業内過剰雇用の実態は明確ではないが、かなりの程度に及んでいることは間違いない。これに対する企業の対応としては、定年退職や自己都合退職による自然減耗の不補充、新規採用抑制等による人員対策がほとんどの企業で行われてきた。さらに、53年秋頃より、大手企業における人減らしの動きが顕著に出てきている。他社への出向・派遣制度の強化、特別退職割増制度等の選択定年制の採用、希望退職の募集、あるいは一部には指名解雇の動き等も表面化しており、終身雇用制も揺ぎ出したとも言える局面となっている。

長期的視野から見た場合、今後一般的な問題としてクローズアップしてくるのは「高令化」と「高学歴化」であろう。田中博秀氏（労働省大臣官房政策課長）の指摘によれば、昭和60年までに労働人口は500万人増加するが、それはすべて50才以上の労働力であるという。確実に進行する「高令化」は、従来の年功賃金制度や処遇体系を前提とした終身雇用制の維持を困難ならしめるであろうし、反面、社会秩序の維持・安定のために高令者の雇用機会を確保しなければならないという政治的・社会的要請は一段と強まってくるであろう。また、「高学歴化」は、従来の学歴中心の人事管理を行きづまらせ、今後は客観的にも従業員を納得させ得る能力中心の人事管理の諸制度の整備が各企業の課題となるであろう。理想的に言えば、企業は、従業員にそれぞれ生き甲斐を持って、自主的向上努力を続け得るようなライフ・パターンを設定させ、企業として可能な限りの支援をするような態勢が望まれるのではなかろうか。

3. 今後の産業別雇用情勢の動向

戦後のわが国においては、就業者の純増と第一次産業の減少分を第二次産業と第三次産業で吸収してきた。昭和30年代の半ば以降は第三次産業の吸収力が第二次産業を上回り、特にオイルショック以降の雇用増は大半が第三次産業によりなされてきた。この傾向は、欧米先進国との産業構造の比較から考えても、今後も続きわが国の第三次産業のウエイトは高まろう。ただし、従

来の第三次産業は主として消費関連部門が吸収してきたのであり、産業構造の高度化というよりは、むしろ一時的なバッファ的なものであり“吹きだまり”的吸収であったという面も見逃せないであろう。

今後の第三次産業は、教育・医療・福祉関連の公共サービス部門の伸びが予想され、かつその必要性も高い。そうした第三次産業が発展し、雇用吸収力を増加させるためには、自然の成り行きにまかせるのではなく、国家による何らかの積極的誘導が不可欠であろう。

また、単に第一次、第二次、第三次といった分類で考えるだけでは十分ではない。第二次産業でも、直接部門の就業者は技術革新の進展によりオイルショック以前から減少しているのに対し、技術開発等の間接部門では殆んど減少していない。このような部門については、今後とも拡充を要することは間違いないであろう。

今後は、公共サービスを主体とした第三次産業と第二次産業の研究開発部門のウエイトを高めることが肝要であり、そのためには国家レベルの施策が必要であるとともに、人材育成の必要性から、現行の教育体制の見直しなども是非考えなければならない問題であろう。

II 産業構造転換過程における過剰雇用への対処

1. 産業構造転換に伴う異常事態

わが国では、企業が過剰雇用の状態に陥った場合でも、企業として耐え得るぎりぎりの限界までは、人には手をつけないのが、いわば常識となっている。このため、不況期には企業が過剰労働力を内にかかえた状態で運営されるのはごく当然のことであるし、その処理のために、企業が多角化その他の方法で、企業内での吸収に努力することもまた当然のこととされている。

これは、終身雇用制という雇用慣行が存在し、それが労使関係の安定維持の基本的要件となっているためであり、今後とも、社会の安定維持のためにもこの慣行については社会全体が守り続けるよう努めるべきであろう。

しかし、個別企業にとって、最大の努力を払ってもなお最悪の事態を避け得ない場合がある。その典型的かつ大規模なケースが、環境条件の急激な変動に伴って起る産業構造の転換の過程で発生する雇用問題であろう。

具体的には、古くは石炭があり、最近ではいわめる構造不況業種の造船・アルミ精錬・繊維などがその渦中にある。これらの業種に属する企業は、多少の程度の差はあっても、いずれも事業環境の大きな変化のために、企業の存立基盤自体がなくなりかねない状況に置かれているといえるものであろう。

このように、過剰雇用の企業内処理が、客観的にみても明らかに困難である場合に、いかなる解決策があるものであろうか。

以下、このような事態への対応を中心に考えてみたい。

2. 過剰雇用対処を迫られている関係者にとって望ましいことは

過剰雇用の実態に関する各種の調査、推計は、52年度について膨大な数字をあげているが、最近でも完全失業者数に匹敵するような過剰労働力、いわゆる企業内失業が存在していることは間違いあるまい。

われわれは、このうちで企業内対処が不可能な過剰雇用に対する方策について、これに関係している「個人（従業員）」、「労働組合」、「企業」ならびに「国家」という四つの側面からアプローチをはかることとした。そして、まずこれらの四者にとってそれぞれ何が最も望ましいかを考えてみた。

① 個人（従業員）にとって

個人（従業員）にとっては、現企業にとどまることがどうしても不可能であれば、失業せずに転職できることが最も望ましいことであろう。さらに、その転職に本人の希望がとり入れられ、かつそのための必要な準備がスムーズに行われることが望ましいことであろう。

② 労働組合にとって

労働組合にとっては、企業の存続と従業員の生活維持を両立させようとする限り、上記の従業員の希望が満たされ、その転職条件が不利にならないことが望ましいことであり、その確保に努めることが最も重要な任務となろう。

③ 企業にとって

企業にとって最も望ましいことは、当然のことながら、過剰雇用部分を円滑に企業外へ送り出すと同時に、残存従業員についてモラルの維持が十分に可能なことであろう。

④ 国家にとって

国家にとって最も望ましいことは完全雇用を達成することであり、過剰雇用が「失業」として顕在化することを最少限にとどめることであろう。

以上、過剰雇用対処が不可避な立場に置かれている関係者にとって、それぞれ何が望ましいかについて述べたが、次にわれわれは、この関係者がそれぞれの立場に応じた努力をすることにより、過剰雇用を「失業」として表面化させることを最少限にとどめ、できるだけ円滑に別の需要サイド（産業あるいは地域）へ移動させ得ればベストであるという考え方に立脚して、過剰雇用の解決策を模索してみることとしたい。

3. 過剰雇用対処について

① 終身雇用制の取扱い

過剰雇用の社内維持が不可能な状態に陥った企業と、そこに属する従業員にとって、これま

で抛りどころとしてきた終身雇用制をどう取り扱うべきであろうか。これは、現在、産業構造の転換の渦中で苦しんでいる企業だけの問題ではない。産業構造の転換は、今後とも ― 場合によれば現在よりも激しく ― 起り続けるものと予想され、この点から、これはすべての企業にとっての共通の問題であるということができよう。

前にも触れたように、終身雇用制は、企業内組合制度と相俟って、企業の労使関係の安定の基盤をなし、国家・社会の安定維持の要の役割を果していると考えられる。それだけに、この慣行については社会全体が積極的に守り維持するよう努力すべきであり、企業としては、どのような事態に遭遇してもこれを何とか維持していこうという努力を放棄してはならない。しかし、これらの企業では、その企業内で定年までの雇用を保証するという純粋の終身雇用制の維持は不可能であるから、この慣行をこういう企業でも、努力によってある程度対応できるように工夫することが必要である。

現在の終身雇用制が果している本質的な機能 ― 個人にとっては職場の確保、企業にとっては労使関係の安定を前提とした存続の確保、社会にとっては失業者増大の回避 ― を維持しつつ、しかも、これらの企業でも対応できる新しい終身雇用の概念として、これを現在の「一つの企業内における」狭いものから、「他企業を含む広い範囲における」広いものへ修正していくことが考えられよう。これを便宜上、広域終身雇用制と呼ぶことにするが、この考え方は、すでに多くの企業間で出向・派遣などの方法によって、次第に一般化しつつある。これを更に積極的に社会的に定着させていくべきであると考ええる。

この広域終身雇用制でも、企業は原則として従業員に対して終身的な雇用責任を負う。しかし、自企業内での雇用維持がどうしても不可能な場合には、他企業を含む広い範囲で従業員の職場確保に努力することになる。ある意味では、企業の従業員に対する責任は加重されるわけである。

当然、従業員も終身雇用に対する認識を改める必要がある。

また、このような雇用を受け入れる企業の積極的な協力が何よりも必要である。

今後、これをうまく定着させていくためには、社会全体に、このような企業間の雇用融通が必要なことであり、従業員がこのような形で移動するのものがごく当り前のことであるという雰囲気積極的に醸成していくことが必要であろう。

もちろん、産業構造転換に伴う雇用の調整が、このような企業間の雇用融通だけで解決するものとは考えにくい。もし企業がこのような努力を放棄して、単純に人員整理の手段だけをもって対処し、発生した失業者についての救済はすべて国家の対策に委ねるという態度に出ることが一般化するようなことになれば、わが国家・社会は急激に荒廃してしまうであろう。そ

れを回避するためにも、すべての企業は、わがこととして、広域終身雇用制による雇用融通に協力し合うべきであると考えらる。

② 個人（従業員）および労働組合の対応

過剰雇用の対応に関しては、従業員個人や労働組合はあくまでも「受身」であり、企業の施策に対して“従”の立場とならざるを得ないであろう。従って、個人や労働組合が積極的にこの問題に対処するというよりも、企業のイニシアティブで打ち出される雇用施策にいかに対応するかという問題とならう。

先に述べたように、従業員にとって最も望ましいことが失業をしない形でうまく次の職場を確保できることであるとすれば、従業員も労働組合もそれに対応すべく意識の転換をはかり、従業員本人としても職場転換への適応や転換先の確保について自主的努力を払うことが必要であろう。

ここで一般的な問題として指摘しておきたいことは、従業員、労働組合とも従来の雇用慣行に対する考え方に修正を加える必要があらうということである。すなわち、先に述べたように今後終身雇用制もある程度変質せざるを得ない情勢にあると考えられるが、これまでのような昇進、昇給、退職金などの諸制度と終身雇用制の両立は困難になっていくのではないかと考えられる。今後の労働力の高令化の進行を考えると、これらの諸制度も終身雇用制も共に「既得権」であるという硬直的な対応では、雇用の維持、改善はあり得ない。労使は、従来にも増して「雇用の維持」に最重点を置くことについてのコンセンサスを明確にして、昇進・昇格制度や賃金・退職金制度をはじめとする人事関連諸制度を高令化時代に対応し得る弾力的なシステムに改変していかなければならないであろう。例えば、高度経済成長期を通じて異常な上昇を続けた初任給とその結果発生している異常水準部分について、雇用に極力維持していくためにも、総人件費の枠の中で見直していく必要などもあらう。

次に指摘しておきたいことは、個人は中長期的視野から自己の能力開発をはかる必要があるということである。すなわち、個人は解雇に対する自己防衛という消極的発想からではなく、積極的に自らのライフ・パターンを構築し、それに対応した能力開発や各種資格取得の努力を行っていくのが理想的であらう。この場合、個人は単に技能の修得面で努力するだけでなく、どんな職場にも歓迎されるような人間の魅力を身につけることにも大いに意を注ぐことが必要である。もちろん、これらは個人の努力のみで出来るものではなく、前提条件として企業、社会、国家が一体となって個人の生涯教育を支援するような体制を確立することが必要である。

③ 企業の対応

従来から各企業は過剰雇用対策もしくは不況対策として幾多の人事に関する努力を積み重ね

てきている。

産業構造転換に伴う過剰雇用対処といえども、企業にとって特別の妙手奇手があり得るわけではなく、基本的にはこれまで各企業が行ってきた努力の延長上にその対策を求めざるを得ないと考えられる。従って、具体的にはこれまで行われてきたつぎの諸対策の選択もしくは組み合わせで対処せざるを得ないであろう。

(A) 雇用維持対策 — 企業（グループ）内対応策

(a) 人件費対策

- 時間外勤務の抑制もしくは廃止
- 賃上げ幅の縮小もしくは昇給ストップ
- 賃金カット（本給、役付手当）

(b) 配置転換対策

- 社内配置転換、応援
- 関連（系統）会社への出向、転籍

(c) 新規採用抑制

(B) 雇用縮小対策 — 人員削減対策

(a) 一時帰休制度

(b) 他企業への派遣・転籍制度（広域雇用）

(c) 選択定年制度

(d) 転・退職者優遇制度（希望退職）

(e) 指名解雇

これらの対策については、各企業の経営事情、労務事情などが複雑に絡まっているため、どの対策が優れているか一概には評価し得ないが、考え方としては、まず企業内においてぎりぎりの線まで雇用維持努力を続けることが大前提であり、(B)については企業内努力で対応が不可能な場合に限り、事前に労使の合意を確立したうえでじめて実施すべきものであることは言うまでもあるまい。

(B)の対策については(b)他企業への派遣・転籍制度の段階までで対応できることが望まれよう。これについては、前述のとおり、個人・労働組合との合意、当該企業による職場開拓努力および雇用を受け入れる企業の存在が前提条件となるが場合によっては、当該企業が給与差額について調整・負担することも必要となろう。いずれにしても、この制度が社会全体でうまく機能するようになることが最も望ましいことであると言えよう。

(c)選択定年制については、結果として人員削減の効果を持つためここに入れたが、本来的に

は、従業員のライフ・パターンの設計や実行を支援し、同時に企業としては人的資源の将来計画設定に資するという効果を狙う制度と考えるべきであろう。この面からは、優れた制度として高く評価できると言えよう。この制度については、人減らし効果の方に大きなウエイトを置いて、表面的には選択定年制度と称しながら、実質的には希望退職募集の効果だけを狙うような羊頭狗肉の運営は決して行うべきではなく、あくまで本来の趣旨どおりの運営に徹すべきである。さもなければ、中長期的には、企業の人的基盤を荒廃させる効果だけが残ることにもなりかねないであろう。

④ 国の対応

この問題に関して国が果すべき役割は、失業増大を予防し、望ましくは失業の減少（改善）をはかるとともに、発生した失業について適切な救済をはかることにあろう。ここでは、全般に共通する一般対策と産業構造の転換に関連する特別対策に分けてとりあげてみたい。

(A) 一般対策

国の一般対策の第一は、経済成長の目標達成であり、景気の高揚策であろう。

政府は、54年度実質経済成長率を6.3%と見込んでいるが、それでもなお完全失業者は130万人、失業率は2.3%という。しかも、民間の予測は、おしなべてこれを下廻っており、輸出入を巡る国際世論をはじめ、既に決定した石油価格の高騰など、内外経済環境は予断を許さぬ状況にあり、今後ますますきびしさを増してこよう。このような中で雇用の維持、拡大をはかるには、何といても企業経営の安定とその活力が必要条件であり、国はそれを下支えするために、凡そ可能な有効需要拡大、景気高揚対策を強力に推進していくことが必要であろう。

その第二は、雇用機会の創出である。

今後雇用の主役は、第三次産業、その中でも公共サービス部門が果すべき役割が大きいとしたが、現代総合研究集団は具体的に、医療関係者70万人、教員100万人、社会福祉関係者50万人、計220万人を10年間で2倍の規模にすべきであるとし、それを可能とする提言を試みている。現に、医療に関しては診療機関や診療科目の偏在ないし不足、診療時間の延長など、医療サービスの拡充を巡る国民の要望は実に多く、強い。保健・体育にしても施設、指導者ともに少い。教育分野でも、とくに小・中学校における過密教育からする「落ちてばれ」ひとつをとってみても、教員増はもはや絶対条件であるとさえいえよう。保育園や幼稚園における保母に保夫の加わる教育効果を期待してよいし、高校、大学でも社会経験の豊かな企業人が教育に参加することはむしろ望ましいことであろう。さらに老人、婦人、児童、身障者などに関する社会福祉分野では、人手不足のために継続的長時間労働、連続的

夜間勤務、休暇取得の困難など、労働基準法からする問題もなしとしないといわれている。今年度の厚生省予算案に関係職員 2 万 5 千人の増員が組み込まれている点は一応評価できるが、本来この分野は奉仕の精神に俟つところが大きく労働条件も相対的に悪いので、今後、増員とともに制度や労働条件の全般にわたる改善がはからねばならないであろう。

なお、公共サービス部門は、一般的に専門的知識、技術、資格などを必要とし、離・転職者の雇用先として見た場合、直ちに結びつけることは難しい面があるが、部分的には必要教育訓練を施すことにより相当の吸収が可能となろう。

ただ、この部門の拡充に関連して一、二の問題を指摘しておきたい。

まず、この部門における雇用のすべてを国に依存すれば当然国民の負担増を避け難い。その負担軽減策として、(1) 議員、公務員、公共団体職員などについての必要性と陣容の見直しによる費用の振り替え、(2) 適切な幅の受益者負担のとり入れ、(3) 漸次民間が肩代りできるような産業政策的配慮などが考えられるであろう。つぎに、例えば診療機関に見られる地域偏在の問題があろう。国全体として絶対数が増加するとともに、それが特定の地域に集中することなく必要なところへ平均した密度で行きわたるような対策を合わせ行うことが必要であろう。最後に、福祉の行き過ぎが甘えと怠惰をもたらさぬよう、福祉の水準については十分な配慮がなされなければならないことはいうまでもない。

労働時間の短縮が雇用創出に有効だとする考え方がある。労働時間の現状には、業種、規模別跛行性、週休二日制の低調性、有給休暇の未消化性など改善すべき多くの問題点がある。しかし、時短によって企業レベルに大きな雇用拡大が起ることを期待するのはやや無理ではなかろうか。時短は、労使の自覚と協力に俟つべきものであり、当面政府は完全週休二日制、週 40 時間労働制の一般化をはかる政策プログラムを具体的に示し、これを積極的に推進していくべきであろう。

(B) 特別対策

国の特別対策の第一は、構造問題に直面する産業に対する直接的な施策である。

昭和 50 年以降、失業保険法に代って雇用保険法が成立し、その中の雇用調整給付金制度はさらに雇用安定賃金制度へ発展し、雇用保険制度は失業の救済から予防へと前進した。

また、53 年には特定不況業種離職者臨時措置法、続いて特定不況地域離職者臨時措置法が制度化され、救済面でも前進をみた。

予防、救済のいずれにせよ状況に応じて新設、統合、廃止など、制度の拡充がタイミングよく弾力的に行われなければならないことはいうまでもあるまい。とくに望ましいことは、政府予算案の策定にあたり、予算に対し創出される雇用、とりわけ離・転職者の雇用との関

係を十分に検討する必要があること、計画事業が構造問題に直面する産業の賦活に働く関係をも十分に検討することなどであろう。

石油価格の再度大幅値上げに象徴されるように、途上国の資源に対する絶対支配をはじめ、一次産品の高値安定、輸出攻勢の激化などがわが国中小企業に与える影響は無視し得ないであろう。大企業に代って雇用機会を提供してきているこれらの企業に対し、金融、税制などの面でもキメ細い対策が今後必要となろう。

特別対策の第二は、職業転換促進援助策である。

昨年の労働省の調査によれば、技能労働者の不足は63万人という。

政府は、一方で顕在化した離職者のみならず過剰雇用のために転職を余儀なくされるであろうものを含む労働の量と質を的確に把握するとともに、他方で受け入れ側に必要な労働の量と質を見極めそれに適応する有効な転換教育を実施すべきであろう。転換教育の実施にあたっては、現在全国400の訓練所に加え、大学をはじめとする教育機関の利用、さらに民間のいわゆる各種学校をも活用すれば一層効果的であるばかりでなく、このことによる直接的雇用の創出をも期待することができよう。

労働力の円滑な流動ないし需給の均衡をはかる上で、労働力の転換能力を高め、求職活動を援助することは確かに重要であるが、同時に受け入れを活発化することも肝要であろう。そのための制度として職業転換給付金制度およびとりわけ転換の対象となり易く、しかも転換の困難な中高年令者の受け入れを促進するための中高年令者雇用開発給付金制度の強化はきわめて望ましいことであろう。即ち、従来45才～55才の雇用を受け入れた雇用主に対して3ヶ月間分賃金の $1/2$ （中小企業では $2/3$ ）援助であったものが54年度予算案では1年間分賃金の $3/5$ （中小企業では $4/5$ ）に、また55才～65才については6ヶ月間分賃金の $1/2$ （中小企業では $4/5$ ）であったものが1年半分賃金の $3/5$ （中小企業では $4/5$ ）へと大幅に拡充されており、評価に値するといえよう。

(c) その他の国の役割

前に述べたように、今後は個人々々が自らの設定したライフパターンに対応した能力開発や各種資格取得の努力を行うことが望ましいが、これに関連して国家は、特に、能力開発や資格取得のための機関（各種学校、専修学校）について、社会的、法的地位の向上、学校に対する財政援助・学生に対する資金援助の強化、優遇措置の設定などに取組むことが必要であろう。また、資格そのものについては、現在わが国には技能検定も含めて800近い各種資格が設けられているが、職業選択や職業転換の武器として必ずしも十分活用されているとはいえないように思われる。今後、これらの資格の体系的整備や権威づけを急ぐ必要もある

う。

つぎに、わが国の労働力は既に高い素質と技術を持っているが、今後これを結集してわが国にとって重要な課題である資源エネルギーの開発、公害防止技術の開発、情報管理システムの開発などの大規模研究開発プロジェクトを推進していくことが考えられるであろう。これによって高学歴労働力の活用や長期安定的な雇用拡大が期待できるだけでなく、国際的分業化が進行する中で輸出に依存せざるを得ないわが国が今後推進していかなければならない高度技術集約的、知識集約的分野におけるレベルアップをはかることにも役立つであろう。

これに関して特に指摘しておきたいことは、このようなプロジェクトに必要な世界の最先端をきわめるような高度の人材が、現在の平均化志向的なわが国の教育体系から生れ難いのではないかということである。国家的見地から、必要な高度の人材を育成するために、特別の英才教育を施す機関（大学・大学院）の設置の検討の必要があるのではなかろうか。

さらに政府は、これまで述べてきたように雇用問題のもつ広範かつ重要な諸問題の意義を考え、地方自治体、経済団体、労働団体等の連帯と協調の要の役割を果す努力を行うとともに、広く国民に対して雇用に関する問題の意味と対応について訴えることによって国民的コンセンサスをつくりあげる努力を行うべきであろう。

お わ り に

おわりに本問題の研究を通じて特に強く感じたことを付言しておきたい。

① わが国では、世界の耳目を集めるような問題が突発的に起ることはあるが、基調としての国家・社会の安定性は、きわめて優れているといえる。この安定の秘密は、外国に比較して異常ともいえるほど低い失業率にあるといえようし、その低い失業率の鍵はわが国の雇用慣行にあるといえるであろう。その雇用慣行も低成長経済下で試練に直面しつつあり、本文にも述べたように、これについては労使を中心として社会全体が知恵を出しあい我慢しあって、是非とも適切な日本的解決をはかっていかなければならないと思う。

② わが国の雇用問題は、基本的には、狭隘で資源の乏しい島国に、1億1千万人の膨大な国民がどうしたら共に生きることができるといふ問題である。従って、勿論、政策的・技術的解決策は最も重要なものではあるが、同時に、その基盤には、共に生きようという国民的コンセンサスがなければならない。それは、自己の利害のみに敏感で、権益のみを主張し合うような傾向の強い昨今の風潮とは相容れないものである。

共に生きるために基本的に必要なものは、他に対する思いやりであり、それはまさに古来から日本人の精神的基盤となっていた「互譲」「相互扶助」の精神であろう。戦後きわめて稀薄になってしまったこの伝統的美徳の復活を切に期待してやまない。

付 表

1. 完全失業者数・率及び就業者雇用者数の推移

年	労働力人口総数 (A)	完全失業者 (B)	完全失業率 (B/A)	就 業 者
4 3	5,061 (万人)	59 (万人)	1.2 %	5,002 (万人)
4 4	5,098	57	1.0	5,040
4 5	5,153	59	1.1	5,094
4 6	5,186	64	1.2	5,122
4 7	5,199	73	1.4	5,126
4 8	5,326	68	1.3	5,259
4 9	5,310	73	1.4	5,237
5 0	5,323	100	1.9	5,223
5 1	5,378	108	2.0	5,271
5 2	5,452	110	2.0	5,342
5 3 (11月)	5,558	116	2.1	5,442

2. 有効求人倍率推移

(月平均数)

年	求 職 者 数		求 人		就職件数	就 職 率	求人倍率	充 足 率
	新 規	有効 (A)	新 規	有効 (B)	(C)	(C/A)	(B/A)	(C/B)
	(千人)				(千件)	(%)	(倍)	(%)
4 3	327	1,122	444	1,251	153	13.7	1.12	12.3
4 4	319	1,083	493	1,403	156	14.4	1.30	11.1
4 5	325	1,070	521	1,507	158	14.8	1.41	10.5
4 6	353	1,178	453	1,315	156	13.3	1.12	11.9
4 7	343	1,220	516	1,403	156	12.9	1.16	11.2
4 8	320	1,113	687	1,963	157	14.1	1.76	8.0
4 9	340	1,186	477	1,425	146	12.3	1.20	10.2
5 0	350	1,536	339	943	122	8.0	0.61	13.0
5 1	343	1,487	348	948	119	8.0	0.64	12.6
5 2	366	1,517	311	845	118	7.8	0.56	14.0

出典 日本生産性本部 「活用労働統計」

3. 年齢、性別労働力人口の見通し

(万人、%)

	昭和48年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	5,299	3,254	2,045	5,260	3,290	1,970	5,514	3,456	2,058	5,748	3,601	2,147
15~19才	218	105	113	169	86	83	159	79	80	157	76	81
20~24	762	413	350	640	343	297	542	293	249	542	294	248
25~29	667	455	212	733	508	225	631	440	191	553	389	164
30~44	1,926	1,235	692	1,918	1,244	674	2,101	1,354	747	2,168	1,391	777
45~54	933	541	393	1,003	598	405	1,184	726	458	1,258	770	488
55~64	550	341	210	550	342	208	623	382	241	778	495	283
65才以上	242	165	77	247	169	78	274	182	92	292	186	106

出典 雇用政策調査研究会 「労働力需給の展望 50~60」(50. 9. 2)

4. 国内生産の産業別割合

(単位：%)

年	第1次産業	第2次産業		第3次産業	分類不明	全産業
			(内製造業)			
35	10.5	51.2	(42.0)	36.3	2.0	100.0
40	7.4	55.5	(45.0)	36.2	0.9	100.0
45	4.4	60.4	(49.7)	33.0	2.2	100.0
50	3.8	56.5	(47.5)	37.3	2.4	100.0

出典 通商白書1977版

5. 産業別就業者数の推移

年	第1次産業	第2次産業(うち製造業)	第3次産業
	構成比〔 〕%	構成比〔 〕%	構成比〔 〕%
50	664 〔12.7〕	1,839 (1,346) 〔35.2〕	2,720 〔52.1〕
60	503 〔8.8〕	2,039 (1,467) 〔35.6〕	3,179 〔55.6〕

出典 日本生産性本部 「活用労働統計」

(総理府統計局 「労働力調査」ベース)

6. 就業者の産業別構成の国際比較

		日 本 (5 2 年)	米 国 (5 1 年)	西 独 (5 0 年)	英 国 (5 0 年)
就 業 構 成 比 (%)	第 1 次 産 業	12.8	3.8	7.2	1.8
	第 2 次 産 業	34.2	31.6	45.9	40.3
	第 3 次 産 業	53.0	64.6	46.9	57.9
	卸 ・ 小 売 業	22.0	20.1	14.7	12.2
	サ ー ビ ス (含 金融・保険・運輸・通信)	23.5	35.2	25.6	38.4
	公 務	7.5	9.3	6.6	7.3
10成 年比 間の 変 構化	第 1 次 産 業	▲ 8.3	▲ 1.9	▲ 3.5	▲ 0.3
	第 2 次 産 業	0.8	▲ 1.4	▲ 3.0	▲ 7.8
	第 3 次 産 業	7.5	3.3	6.5	8.1
第 3 次産業の就業者伸び率 (1 0 年間・年平均伸び率)		2.5 %	2.8	0.9	1.1
個人消費支出の G N P 構成比		56.6	63.8	55.6	60.8
4 8 ～ 5 1 年間の上昇ポイント		5.6	1.8		

(注) 1. 米国は軍隊を除く。

2. 公務は国、地方自治体および政府関係機関の職員。

教職員は含まれない。卸、小売業は飲食店を含む。

3. 資料 : 日本……総理府「労働力調査報告」

米国……商務省「Survey of Current Business」

西独、英国……日本銀行「国際比較統計」

出典 住友銀行月報 78年5月

「雇用情勢の実態と第3次産業の雇用吸収力」

7. 欧米との失業率比較

失業者および失業率の推移

年	日 本 I		アメリカ I		カナダ I		イギリス II		西ドイツ II		フランス II		イタリア I		オランダ II	
	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%
1970	59	1.2	409	4.9	50	5.9	62	2.6	15	0.7	26		61	3.2	4.6	1.1
71	64	1.2	499	5.9	55	6.4	80	3.4	19	0.8	34		61	3.2	6.2	1.6
72	73	1.4	484	5.6	56	6.3	89	3.8	25	1.1	38		70	3.7	10.8	2.7
73	67	1.3	430	4.9	52	5.6	63	2.7	27	1.2	39		67	3.5	11.0	2.7
74	74	1.4	508	5.6	53	5.4	63	2.7	58	2.6	50		56	2.9	13.5	3.3
75	100	1.9	783	8.5	70	6.9	101	4.4	107	4.7	84		65	3.3	19.5	4.7
76	108	2.0	729	7.7	74	7.1	136	5.8	106	4.6	93		73	3.7	21.1	5.5
77	110	2.0	686	7.0	86	8.1	148	6.2	103	4.5	107		155	7.2	20.4	5.3

出典 日本生産性本部 「活用労働統計」

8. 各機関によるいわゆる「過剰就業」の推計について

「過剰就業」を推計する試みが各方面で行われた。主な推計値および推計方法は次のとおりである。

1) 推 計 値

	過剰就業者数	過 剰 率	推 計 対 象 期 間
三 和 銀 行	325 万人	6.1 %	52年度
住 友 銀 行	386	7.2	52年10～12月期
日本経済研究センター計量研究部	241	4.4	52年
日本経済センター開発センター			

資料出所 三和銀行「経済月報」（昭和53年2月）

住友銀行「経済月報」（昭和53年5、6月）

日本経済研究センター計量研究部、日本経済データ開発センター

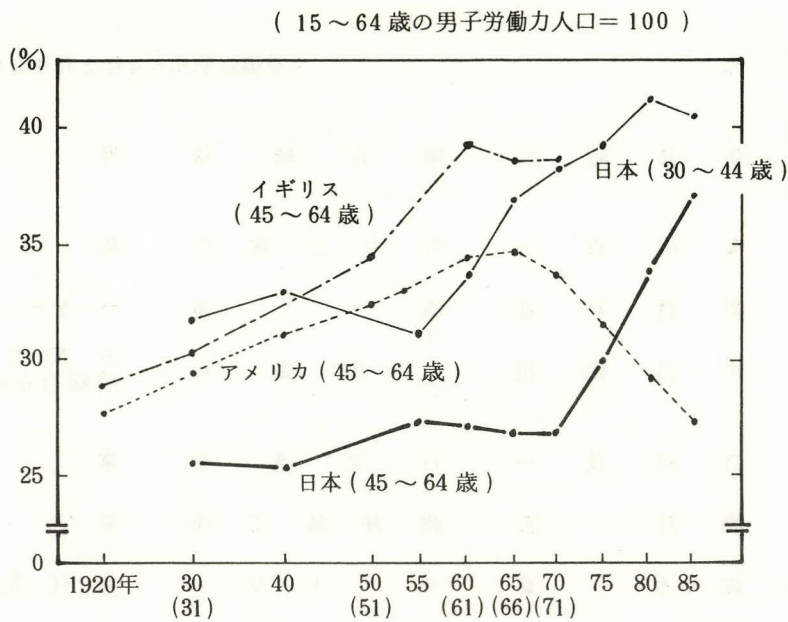
「日本経済の短・中期予測と政策提言」（昭和53年1月）

(注) 1) 過剰就業者数は全産業について推計したもの。

2) 過剰率は就業者数に対する過剰就業者数の割合。

出典 労働白書53年版

9. 労働力人口高齢化の推移



資料出所 日本は、1975年までは総理府統計局「国勢調査」、1980年および85年は雇用政策調査研究会「労働力需給の展望」

アメリカは、1970年まではアメリカ商務省“Census of Population”、1974年以降は“Manpower Report of the President”

イギリスは、1966年までは雇用生産性省“British Labour Statistics, Historical Abstract 1886-1968”、1971年は人口センサス調査局“Census, 1971”

- (注)
- 1) ●印は予測値。
 - 2) アメリカは16～64歳に対する比率。
 - 3) アメリカの75年は74年の数値。
 - 4) 年次の()内はイギリス。
 - 5) 日本の予測値は「労働力調査」ベース。

出典 労働白書51年版

昭和53年度 労働・福祉委員会常任委員会委員名簿

(役職は昭和54年2月1日現在)

委員長	今井昭三	東洋紡績	専務
副委員長	青山直一	竹中工務店	常務
〃	朝倉利景	電通	マーケティング局長
〃	北畠節也	大和銀行	市岡支店長 前総合企画室次長
常任委員	口村茂一	日立造船	常務
〃	酒井宏	酒井鉄工所	常務
〃	佐々木真	サントリ	常任監査役
〃	刺賀信雄	日本板硝子	常務
〃	長尾孝一	京阪神不動産	社長
〃	長谷川健	住友情報処理研修センター	所長
〃	前田義里	関西電力	副社長
〃	三谷二郎	ダイキン工業	取締役
〃	安川洋	松下電器産業	副社長
〃	渡辺富夫	ニチイ	専務
作業担当	津村準二	東洋紡績	企画部主査
〃	高浜政明	電通	総務局人事部長
〃	永井邦夫	竹中工務店	人事本部能力開発部 研修課長兼開発課長
〃	須田隆	大和銀行	総合企画室室長代理

研 究 活 動 状 況

日 付	ゲ ス ト	テ ー マ
53年 6月29日	専修大学教授 正 村 公 宏 氏	雇用問題への提言
	第 1 回 常 任 委 員 会	
9月 8日	法政大学助教授 稲 上 毅 氏	雇用調整の現状と 今後の就業構造の問題
	第 2 回 常 任 委 員 会	
11月22日	第 3 回 常 任 委 員 会	研究報告書骨子案の検討
12月13日	第 4 回 常 任 委 員 会	懇談テーマ 「過剰雇用に対する各社の対応策」
54年 1月12日	労働省大臣官房政策課長 田 中 博 秀 氏	雇用問題の現状と雇用政策の方向
2月 7日	第 5 回 常 任 委 員 会	研究報告書(案)の検討

組合・政府管掌健康保険の財政調整について

昭和54年3月12日

社団法人 関西経済連合会

社団法人 関西経済同友会

関 西 経 営 者 協 会

自民党は医療保険制度改革について負担と給付の不公平是正の名のもとに、組合健保と政管健保、更には公務員や公共企業体職員などの各種共済保険や日雇、船員各健保も含め被用者保険全体を対象として財政調整をすすめることを決定し、目下議員立法を準備中と伝えられる。

全国民の重大関心事である医療保険制度改革の方向が、特定団体だけの意向によって左右され、医師優遇税制是正の問題と関連して取り上げられるが如きことは容認出来ない。

医療保険制度改革の基本は、先ず何よりも医療費の無駄を排除し、責任体制の確立していない全国一本の政管健保を経営効率の高い組合方式に改編し、医療費が賃金水準の増大をはるかに上廻って増加しつつあるのみならず、医療費に占める薬剤費の割合が欧米先進国に比べ格段に高い現状に抜本的対策を講ずることである。

また国民皆保険下において負担と給付の公平を期するためには医療機関の地域的偏在を是正するなど医療受給機会の均等化を図ることが先決である。

これらの根本問題に何の対策をも講ずることなく、政管健保の安易な赤字対策にすぎない財政調整を行うことにはあくまで反対である。

組合健保が、おおむね黒字財政を維持しているのは適正な規模と自主責任体制のもとに、何よりも「自分たちの健保」という意識をもって、健保組合方式の長所を生かし、財政の健全化に真剣に取り組み努力してきた結果である。このような経営努力の結果である組合健保の黒字で政管健保の赤字を調整することは、不公平の是正とはならないばかりでなく、組合健保の経営努力の基盤を奪い、医療費の徒らな増大をもたらし、結局は制度の崩壊をきたすおそれがある。

自民党ははじめ関係当局の反省と善処を切に要望する。

岸大阪府新知事に望む

昭和54年4月9日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 田 稔

代表幹事 木 島 利 夫

関西に活力を蘇らせるために数々のビッグプロジェクトを一斉にスタートさせなければならないこの時期に、中央の政、官界と友好的で太いパイプを持っておられる岸知事が誕生したことは、まことに喜ばしい。

新知事に期待することは、“新しい関西づくり”の中核が大阪府知事であることを自覚して、関西をひとつにまとめる強力なリーダーシップを発揮していただくことである。特に関西新国際空港の早期建設や、学術研究都市の一日も早い実現などに全力を傾注していただきたい。

われわれ経済人も、関西の発展のために、新知事を全面的に支援し、協力していく所存である。

